

札幌地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 重加算税賦課決定処分取消請求事件
国側当事者・国(札幌北税務署長)
令和3年3月10日却下・棄却・確定

判 決

原告	株式会社A
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	大嶋 一生
同	越前谷 孝弘
被告	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
処分行政庁	札幌北税務署長
被告指定代理人	鬼頭 忠広
同	三浦 浩
同	臼田 裕二
同	久恵 茂樹
同	大堀 修一
同	捧 浩之
同	坂田 祐輔
同	朴澤 勲
同	傅法 章由

主 文

- 1 本件訴えのうち、次の部分に係る訴えをいずれも却下する。
 - (1) ア 札幌北税務署長が原告に対し平成28年12月27日付けでした、原告の平成22年4月1日～平成23年3月31日の事業年度の法人税に係る重加算税の賦課決定処分の取消しを求める訴えのうち、26万4500円を超えない部分の取消しを求める部分
 - イ 札幌北税務署長が原告に対し平成28年12月27日付けでした、原告の平成23年4月1日～平成24年3月31日の事業年度の法人税に係る重加算税の賦課決定処分の取消しを求める訴えのうち、140万7500円を超えない部分の取消しを求める部分
 - ウ 札幌北税務署長が原告に対し平成28年12月27日付けでした、原告の平成24年4月1日～平成25年3月31日の事業年度の法人税に係る重加算税の賦課決定処分の取消しを求める訴えのうち、146万1500円を超えない部分の取消しを求める部分
 - エ 札幌北税務署長が原告に対し平成28年12月27日付けでした、原告の平成25年4月1日～平成26年3月31日の事業年度の法人税に係る重加算税の賦課決定処分の取消しを求める訴えのうち、202万8000円を超えない部分の取消しを求める部分
 - オ 札幌北税務署長が原告に対し平成28年12月27日付けでした、原告の平成27年4月1日～平成28年3月31日の事業年度の法人税に係る重加算税の賦課決定処分の

取消しを求める訴えのうち、89万6000円を超えない部分の取消しを求める部分

(2) ア 札幌北税務署長が原告に対し平成28年12月27日付けでした、原告の平成24年4月1日～平成25年3月31日の課税事業年度の復興特別法人税に係る重加算税の賦課決定処分取消しを求める訴えのうち、12万3500円を超えない部分の取消しを求める部分

イ 札幌北税務署長が原告に対し平成28年12月27日付けでした、原告の平成25年4月1日～平成26年3月31日の課税事業年度の復興特別法人税に係る重加算税の賦課決定処分取消しを求める訴えのうち、18万2000円を超えない部分の取消しを求める部分

(3) 札幌北税務署長が原告に対し平成28年12月27日付けでした、原告の平成27年4月1日～平成28年3月31日の課税事業年度の地方法人税に係る重加算税の賦課決定処分取消しを求める訴えのうち、2万7000円を超えない部分の取消しを求める部分

(4) ア 札幌北税務署長が原告に対し平成28年12月27日付けでした、原告の平成22年4月1日～平成23年3月31日の課税期間の消費税及び地方消費税に係る重加算税の賦課決定処分取消しを求める訴えのうち、6万8000円を超えない部分の取消しを求める部分

イ 札幌北税務署長が原告に対し平成28年12月27日付けでした、原告の平成23年4月1日～平成24年3月31日の課税期間の消費税及び地方消費税に係る重加算税の賦課決定処分取消しを求める訴えのうち、30万2000円を超えない部分の取消しを求める部分

ウ 札幌北税務署長が原告に対し平成28年12月27日付けでした、原告の平成24年4月1日～平成25年3月31日の課税期間の消費税及び地方消費税に係る重加算税の賦課決定処分取消しを求める訴えのうち、23万0500円を超えない部分の取消しを求める部分

エ 札幌北税務署長が原告に対し平成28年12月27日付けでした、原告の平成25年4月1日～平成26年3月31日の課税期間の消費税及び地方消費税に係る重加算税の賦課決定処分取消しを求める訴えのうち、35万2000円を超えない部分の取消しを求める部分

オ 札幌北税務署長が原告に対し平成28年12月27日付けでした、原告の平成26年4月1日～平成27年3月31日の課税期間の消費税及び地方消費税に係る重加算税の賦課決定処分取消しを求める訴えのうち、28万1000円を超えない部分の取消しを求める部分

カ 札幌北税務署長が原告に対し平成28年12月27日付けでした、原告の平成27年4月1日～平成28年3月31日の課税期間の消費税及び地方消費税に係る重加算税の賦課決定処分取消しを求める訴えのうち12万9000円を超えない部分の取消しを求める部分

2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。

3 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求の趣旨

以下では、法人税の事業年度、復興特別法人税及び地方法人税の課税事業年度並びに消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の課税期間について、例えば、これが平成23年4月1日～平成24年3月31日であるものを「平成24年3月期」といい、その例に従う。また、上記の事業年度、課税事業年度及び課税期間を併せて「事業年度等」という。

1 【平成24年3月期の法人税に係る通知処分の取消し】

札幌北税務署長が原告に対し平成29年11月22日付けでした、原告の平成24年3月期の法人税に係る更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す。

2 【平成24年3月期の消費税等に係る通知処分の取消し】

札幌北税務署長が原告に対し平成29年11月22日付けでした、原告の平成24年3月期の消費税等に係る更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す。

3 【平成25年3月期～平成28年3月期の法人税に係る各通知処分の取消し】

札幌北税務署長が原告に対し平成30年11月14日付けでした、原告の平成25年3月期～平成28年3月期の法人税に係る各更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の各通知処分を取り消す。

4 【平成25年3月期及び平成26年3月期の復興特別法人税に係る各通知処分の取消し】

札幌北税務署長が原告に対し平成30年11月14日付けでした、原告の平成25年3月期及び平成26年3月期の復興特別法人税に係る各更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の各通知処分を取り消す。

5 【平成28年3月期の地方法人税に係る通知処分の取消し】

札幌北税務署長が原告に対し平成30年11月14日付けでした、原告の平成28年3月期の地方法人税に係る更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す。

6 【平成25年3月期～平成28年3月期の消費税等に係る各通知処分の取消し】

札幌北税務署長が原告に対し平成30年11月14日付けでした、原告の平成25年3月期～平成28年3月期の消費税等に係る各更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の各通知処分を取り消す。

7 【平成23年3月期～平成28年3月期の法人税に係る重加算税の各賦課決定処分の取消し】

札幌北税務署長が原告に対し平成28年12月27日付けでした、原告の平成23年3月期～平成28年3月期の法人税に係る重加算税の各賦課決定処分を取り消す。

8 【平成25年3月期及び平成26年3月期の復興特別法人税に係る重加算税の各賦課決定処分の取消し】

札幌北税務署長が原告に対し平成28年12月27日付けでした、原告の平成25年3月期及び平成26年3月期の復興特別法人税に係る重加算税の各賦課決定処分を取り消す。

9 【平成28年3月期の地方法人税に係る重加算税の賦課決定処分の取消し】

札幌北税務署長が原告に対し平成28年12月27日付けでした、原告の平成28年3月期の地方法人税に係る重加算税の賦課決定処分を取り消す。

10 【平成23年3月期～平成28年3月期の消費税等に係る重加算税の各賦課決定処分の取消し】

札幌北税務署長が原告に対し平成28年12月27日付けでした、原告の平成23年3月期～平成28年3月期の消費税等に係る重加算税の各賦課決定処分を取り消す。

第2 事案の概要

1 本件は、墓石の仕入れ、加工、字彫り、設置等の事業を行う株式会社である原告が、平成23年3月期～平成28年3月期に、取引先にコンサルタント料として支払った金額の一部について対価となるコンサルタント業務の提供がなかったとして処分行政庁が原告に対してした、請求の趣旨第1～6項記載の各通知処分（以下「本件各通知処分」という。）及び同7～10項記載の各賦課決定処分（以下「本件各賦課決定処分」といい、本件各通知処分と併せて「本件各処分」という。）につき、実際にその提供はあったなどと主張して、本件各処分を取り消すことを求める事案である。

2 関係法令の定め

別紙「関係法令の定め」のとおりである。

3 前提事実（争いが無い事実及び後掲証拠等により容易に認定できる事実）

（1）当事者等

ア 原告は、平成19年4月●日に設立された、墓石の加工、据付け及び販売業等を目的とする株式会社であり、宗教法人B（以下「B」という。）に設置される墓石の仕入れ、加工、字彫り等の事業を行っていた。

原告の本店所在地は、同年9月1日以降、肩書住所地に置かれており、同所は、Bの本堂等がある土地（後記の本件土地）の一部である。

原告の設立当初の代表取締役及び取締役は、甲（以下「甲」という。）及び乙（以下「乙」という。）の両名であったが、甲は、同年11月29日、代表取締役及び取締役を辞任し、平成20年11月1日、再び代表取締役及び取締役に就任した。乙は、平成22年9月30日、原告の代表取締役及び取締役を辞任したため、同日以降、原告の代表取締役は甲のみとなった。原告の発行済株式は、当初、甲と乙が50%ずつ保有していたが、この頃、乙がその保有分を甲に譲渡し、以降、原告の株主は甲のみである。なお、乙は、同年10月●日、死亡した。

また、甲は、平成21年7月2日から平成30年7月4日までの間、Bの責任役員であった。

（乙7、8、30、39、79）

イ 株式会社C（以下「C」という。）は、平成16年11月●日に設立された、測量設計、設計施工管理及び建設コンサルタント業等を目的とする株式会社である。Cの代表取締役は設立時から現在に至るまで甲であり、Cの本店所在地は、平成25年4月5日以降、原告の本店所在地と同所である。Cに従業員はいない。（乙9、10、原告代表者本人〔58頁〕）

ウ 有限会社D（以下「D」という。）は、平成11年2月●日、設立された有限会社であり、平成18年11月10日以降、寺院、墓地、納骨堂運営のコンサルティング業務、墓石等の販売業務等を目的としている。Dの代表取締役には、同日当時、乙の妻である丙が就任していたが、平成20年12月1日、辞任した。乙は、同日、Dの代表取締役に就任し、平成22年9月1日、Dの代表取締役及び取締役に辞任した。同日以降、Dの代表者は丙である。（乙71、72）

エ 株式会社E（以下「E」という。）は、昭和63年7月●日、不動産の有効活用に関するコンサルタント業等を目的として設立された株式会社であり、その代表取締役は丁

- (以下「丁」という。)である。Eは、平成27年1月●日、解散した。(乙54)
- オ 合同会社F(以下「F」という。)は、平成22年3月●日、石材の輸出入、加工及び販売業等を目的として設立された合同会社であり、その代表社員は戊(以下「戊」という。)である。Fの本店所在地は、原告の本店所在地と同所である。(乙33)
- カ 合同会社G(以下「G」という。)は、納骨壇組立て、字彫り等を行う合同会社であり、その代表社員はHである。Gの本店所在地は、原告の本店所在地と同所である。(乙35の1・2)
- キ I(以下「I」という。)は、平成19年4月から平成20年2月か同年4月頃までDで勤務していた者であり、同年8月頃以降は、Bの寺務局で勤務している。また、Iは、平成23年5月から平成30年2月まで原告の取締役であり、経理事務を担当していた。(乙7、36、80)
- ク Jは、平成22年7月30日に得度してBの僧侶となった後、住職を務めるようになった者であり、平成19年10月2日から平成29年3月10日までの間、Cの取締役(会社法346条の権利義務取締役を含む)であった。また、Jの妻であるK(旧姓L。以下、J及びKを併せて「Jら」という。)は、平成25年夏に得度してBの僧侶となった者であり、平成24年11月19日から平成27年4月6日までの間、Cの取締役であった。(乙9、10、45、原告代表者本人[45頁])

(2) 原告とCとの間の業務委託に係る経緯

ア 墓石の販売等に係る事業についての合意

M協同組合(以下「M」という。)は、N株式会社(平成19年7月23日に「株式会社O」と商号変更した。以下、商号変更の前後を問わず、「O」という。)及びP株式会社(以下「P」という。また、M、O及びPを併せて「Q」という。)を構成員とする組合であり、Qは、札幌市北区●●の土地及び同●●の土地(以下、まとめて「本件土地」という。)を所有していた。

B及びQは、平成18年12月2日、本件土地上にBの本堂、庫裏及び納骨堂等を建設し、納骨堂及び墓所の永代使用権並びに墓石の販売する事業(以下「本件事業」という。)を行うことについて、協定を締結した。

上記協定において、①Qは、本件土地上に、本堂、庫裏、納骨堂及び墓所を建設し、本件土地及びこれらの建物をBに譲り渡すこと、②Bは、Qに対し、本件土地上の納骨堂及び墓所の永代使用権並びに墓石の独占販売権を付与すること、③Qは、BがQに対して支払うべき本件土地及び本堂等の建物の代金を、②により永代使用権及び墓石を独占販売した収益から回収することが合意された。

(乙11、14)

イ 墓石等の販売の委託

Pは、平成18年12月20日、Dに対し、本件事業に係る納骨堂及び墓所の永代使用権並びに墓石の販売を委託した(乙12)。

ウ C等に対する権利の付与

Qは、平成19年1月13日、C及びDに対し、QがBから上記アのとおり付与された独占販売権に基づき販売する墓石につき、これを独占的に供給できる権利を付与した。その際、QとC及びDは、Qが、その決定する墓石の販売価格の50%でC及びDに

対して墓石を発注することを合意した。また、同時に、Q、C及びDとの間では、各自の権利義務及び契約上の地位を、相手方の書面による同意を得ることなく第三者に移転等することはできないが、C及びDが、本件事業に全面的に影響力を行使できる別法人の墓石会社を設立し、同別法人の墓石会社に、権利義務及び契約上の地位を移転する場合には、Qは上記の同意をすることが約された。

(乙13)

エ 原告の設立

原告は、平成19年4月●日、墓石の加工、据付け及び販売業等を目的として設立された(上記(1)ア)。

(3) 原告とCとの間の業務委託の内容等

ア 原告は、Cとの間で、平成19年7月1日付け「株式会社A経営援助協力に関する覚書」と題する書面(甲1の1。以下「平成19年覚書」という。)を交わし、要旨以下のとおりの合意をした(甲1の1、弁論の全趣旨)。

(ア) Cは、原告の墓石の加工、据付工事、経営全般に助言、指導等の経営援助協力を行う。

(イ) 原告は、Cに対し、「経営援助協力費」として、原告のOにおける墓石、字彫代、その他追加オプションの売上の22.5%及び消費税を支払う(以下、「経営援助協力費」の計算に当たり、その計算の基礎となる原告の売上に乗じる割合を「本件料率」という。)

(ウ) 本件料率は、原告とCとが協議の上、変更できる。

イ 原告は、Cとの間で、以下の各年月日に、上記アと同様の覚書(以下、各覚書の締結年に従い「平成20年覚書」などという。)を交わし、その中で、次のとおり、本件料率を変更することを合意した。

(ア) 平成20年 6月30日 22.5%から25%へと変更(乙15)

(イ) 平成22年11月 1日 25%から55%へと変更(甲1の2)

(ウ) 平成24年 1月 5日 55%から45%へと変更(甲1の3)

(エ) 平成26年 4月10日 45%から40%へと変更(甲1の4)

(オ) 平成27年 3月28日 40%から35%へと変更(甲1の5)

(4) 本件各処分を経緯等

ア 原告のコンサルタント料の計上

(ア) Cは、原告に対し、平成22年10月～平成28年3月の各月に対応する原告の墓石売上額に本件料率を乗じた金額を、コンサルタント料として請求したところ(以下、上記のCから原告に対する請求に用いられた請求書[乙16(3～68頁)]を「本件各請求書」という。)、本件各請求書の内容は、事業年度ごとに別表1～6の「①本件各請求書の請求内容」の各欄に記載のとおりであった。

(イ) 原告は、Cからコンサルタント料として請求された金額を、コンサルタント業務の対価の額とこれに係る消費税等の額に区分した上で、コンサルタント業務の対価の額として算出した金額を総勘定元帳のコンサルタント料勘定の借方に、相手科目を未払金として記載した(以下、原告が上記のとおり総勘定元帳のコンサルタント料勘定に記載した金額を「コンサルタント料として算出し計上した金額」という。)

原告が平成22年10月～平成28年3月のコンサルタント料として算出し計上した金額は、事業年度ごとに別表1～6の「②総勘定元帳への計上状況」の各欄に記載のとおりであった。

(ウ) 原告は、Cからコンサルタント料として請求された金額を、上記(イ)のとおり計上した月の翌月(ただし、平成23年12月10日付け請求書によって請求された分は、平成24年3月)に、Cに対し、原告名義の普通預金から支払った。

原告がコンサルタント料として算出し計上した金額の支払状況は、事業年度ごとに別表1～6の「③コンサルタント料として算出し計上した金額及び消費税相当額の支払状況」の各欄に記載のとおりであった。

(乙16～28)

イ 平成23年3月期～平成28年3月期の法人税等の確定申告及び申告

(ア) 原告は、法人税、復興特別法人税、地方法人税及び消費税等(以下、これらを併せて「法人税等」という。)について、別表7～10の2の「事業年度」欄、「課税事業年度」欄又は「課税期間」欄記載の事業年度等において、「確定申告」又は「申告」欄中の「年月日」の項目記載の日に、同欄中の各項目記載の金額を記載した確定申告書又は申告書を、処分行政庁に提出した。

(イ) 原告は、上記(ア)の法人税の申告について、コンサルタント料として算出し計上した金額を各事業年度の所得の計算上、損金の額に算入した上で、法人税額を計算した。

(ウ) 原告は、上記(ア)の復興特別法人税の申告の際、上記(イ)で算出した法人税額を基準法人税額として、課税標準法人税額を算出した。

(エ) 原告は、上記(ア)の地方法人税の申告の際、上記(イ)で算出した法人税額を基準法人税額として、課税標準法人税額を算出した。

(オ) 原告は、上記(ア)の消費税等の申告の際、コンサルタント料として算出し計上した金額を、課税仕入れの対価の額に算入し控除対象仕入税額を算出し、税額控除をした。

ウ 原告の法人税等の修正申告

原告は、平成28年11月以降、平成23年3月期～平成28年3月期の法人税等に関する処分行政庁の税務調査(以下「本件税務調査」という。)を受け、同年12月21日、処分行政庁に対し、以下のとおり、平成23年3月期～平成28年3月期の法人税等の各修正申告書を提出し、修正申告をした(以下「本件各修正申告」という。)

(ア) 法人税について

原告は、平成23年3月期～平成26年3月期及び平成28年3月期の法人税の各修正申告書において、コンサルタント料として算出し計上した金額のうち、本件料率が25%を超える部分の金額(以下「本件各金員」という。)は、コンサルタント料ではなく、法人税法37条7項で規定する寄附金であるとして各事業年度の所得金額及び法人税額を算出した(別表7「法人税に係る課税等の経緯」の各「修正申告」欄)。なお、各事業年度における本件各金員の額は、別表1～6の「④本件各金員の計算」の各欄のとおりであった。

(イ) 復興特別法人税について

原告は、平成25年3月期及び平成26年3月期の復興特別法人税の各修正申告書において、上記（ア）で算出した法人税額を基準法人税額として、各課税事業年度の課税標準法人税額及び復興特別法人税額を算出した（別表8「復興特別法人税に係る課税等の経緯」の各「修正申告」欄）。

（ウ）地方法人税について

原告は、平成28年3月期の地方法人税の修正申告書において、上記（ア）で算出した法人税額を基準法人税額として、課税標準法人税額及び地方法人税額を算出した（別表9「地方法人税に係る課税等の経緯」の「修正申告」欄）。

（エ）消費税等について

原告は、平成23年3月期～平成28年3月期の消費税等の各修正申告書において、本件各金員を課税仕入れの対価の額に含めずに控除対象仕入税額を算出した（別表10の1・2「消費税等に係る課税等の経緯」の各「修正申告」、「控除税額」欄〔②欄〕）。

（上記イ、ウにつき、乙1～3〔枝番を含む。〕）

エ 重加算税の賦課決定処分

原告が法人税等の各修正申告書により新たに納付すべきこととなった税額について、処分行政庁は、原告の代表取締役である甲が、Cに対し、コンサルタント料に関する虚偽の請求書を作成させ、当該請求書をもって原告の帳簿書類にコンサルタント料に関する虚偽の記載をして損金の額に算入していたことから、原告が法人税等の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたと認められるとして（通則法68条1項）、平成28年12月27日付けで、原告に対し、法人税等について、事業年度等ごとに、別表7～10の2の「賦課決定処分」欄中の「重加算税の額」の項目に記載された金額の重加算税を課する旨の各賦課決定処分（本件各賦課決定処分）をし、原告は、同月28日、本件各賦課決定処分に係る通知を受けた（甲2の1～6）。

（5）原告の不服申立て等

ア 本件各賦課決定処分（平成23年3月期～平成28年3月期）に係る不服申立て

（ア）原告は、平成29年2月28日、処分行政庁に対し、本件各賦課決定処分について、それぞれ再調査の請求をし（甲3）、同年4月4日、再調査の請求の趣旨を、本件各賦課決定処分の全部から本件各賦課決定処分のうち過少申告加算税相当額を超える部分に補正した（乙4）。

処分行政庁は、同年5月25日付けで、原告の上記各再調査の請求（補正後のもの）をいずれも棄却する旨の決定をした（甲4）。

（イ）原告は、平成29年6月22日、国税不服審判所長に対し、本件各賦課決定処分のうち過少申告加算税相当額を超える部分について、それぞれ審査請求をした（甲5）。

国税不服審判所長は、平成30年5月22日付けで、原告の上記各審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をした（甲6）。

（ウ）原告は、平成30年11月14日、本件各賦課決定処分の全部（過少申告加算税相当額に係る部分を含む。）の取消しを求め、本件訴え（請求の趣旨7～10項に係る部分）を提起した。

イ 本税（平成24年3月期～平成28年3月期）に係る不服申立て

（ア）原告は、法人税等について、事業年度等ごとに、別表11～14の「更正の請求」欄中の「年月日」欄に記載の日に、法人税等の各修正申告書において本件各金員を寄附金であるとして課税標準等及び税額等を算出したこと（本件各修正申告）は誤りであり、確定申告書及び申告書に記載の課税標準等及び税額等が正しいものであるとする更正の請求書を処分行政庁に提出した（甲7、11～14〔枝番を含む。〕。以下、これらの更正の請求を併せて「本件各更正請求」という。）。

（イ）処分行政庁は、本件各更正請求について、原告は、対価性のない本件各金員をCに無償で供与したものであるから、本件各金員は、①法人税法37条7項に規定する寄附金に該当し、②消費税法30条1項に規定する仕入れに係る消費税額の控除の適用はないため、いずれも更正すべき理由がないとして、平成24年3月期の各更正請求については平成29年11月22日付けで、平成25年3月期～平成28年3月期の各更正請求については平成30年11月14日付けで、いずれも更正すべき理由がない旨の通知処分（本件各通知処分）をした（甲8、15〔枝番を含む。〕）。

（ウ）原告は、平成30年2月9日、処分行政庁に対し、平成24年3月期の通知処分を不服として再調査の請求をしたところ、処分行政庁は、同請求について、通則法90条1項の規定に基づき、当該再調査の請求書等を国税不服審判所長に送付するとともに、その旨原告に通知した。当該再調査の請求は、同条3項により、国税不服審判所長に再調査の請求書等が送付された同年3月2日、同所長に対する審査請求がされたものとみなされた。（甲10）

また、原告は、同年11月21日、国税不服審判所長に対し、平成25年3月期～平成28年3月期の各通知処分について、それぞれ審査請求をした（甲16。以下、審査請求とみなされた平成24年3月期の通知処分に係る再調査の請求と平成25年3月期～平成28年3月期の各通知処分に係る審査請求とを併せて「本件各審査請求」という。）。

（エ）国税不服審判所長は、本件各審査請求について、本件各金員は、原告がCに新たに委託した業務の対価ではなく、本件各金員を支払うことは、金銭を対価なく他に移転させたものと認められ、その行為に通常の経済取引として是認することができる合理的理由が存在するとも認められないことなどから、本件各更正請求に対して更正をすべき理由がない旨の本件各通知処分はいずれも適法であるとして、令和元年11月15日付けで、本件各審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をした（甲28）。

（オ）原告は、令和2年3月16日、本件訴訟において、本件各通知処分の取消しを求める訴え（請求の趣旨第1～6項に係る部分）を追加した。

4 争点及び争点に関する当事者の主張

（1）原告の請求のうち、過少申告加算税相当額について取消しを求める部分の適法性（本案前の争点・争点1）

（被告の主張）

ア 通則法115条1項本文は、国税に関する法律に基づく処分不服申立てをすることができるものの取消しを求める訴えは、審査請求についての裁決を経た後でなければ、提起することができない旨定めるところ、原告は、本件各賦課決定処分のうち過少申告

加算税相当額の部分について、適法な不服申立てを経ていないから、原告の請求のうち、同部分について取消しを求める部分は不適法である。

原告は、本件各賦課決定処分に係る再調査の請求を申立てた上、本件各賦課決定処分に係る不服申立期間が経過した後である平成29年4月4日、再調査の請求の趣旨を、本件各賦課決定処分全部の取消しから本件各賦課決定処分のうち過少申告加算税相当額を超える部分の取消しに補正したところ、これは、同部分についての再調査の請求の取下げに当たる。不服申立期間経過後に再調査の請求が取り下げられた場合には、初めから不服申立てがなかったこととなり、処分は再調査の請求を取り下げた時点で確定するから、本件では、原告の上記補正によって、本件各賦課決定処分のうち過少申告加算税相当額の部分に係る本件各賦課決定処分は同日に確定し、同部分について、適法な不服申立ては存在しない。

イ 原告は、加算税の付随的性質からすれば、本件各通知処分と本件各賦課決定処分とは極めて密接な関連性を有する処分であり、本税に関する前者について適法な不服申立てを経ている以上、加算税に関する後者に係る審査請求についての「裁決を経ないことにつき正当な理由がある」（通則法115条1項3号）旨主張する。しかしながら、加算税の納税義務は、賦課決定により確定するのに対し、本税に関する処分である更正は、納税申告書に記載された課税標準等又は税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったとき、その他当該税標準等又は税額等がその調査したところと異なるときに、税務署長の調査により、当該課税標準等又は税額等を変更する処分であって、新たに納税義務を課す行為ではなく、課税要件の充足によって既に成立している納税義務の内容を確定する行為である。このように、加算税に関する処分は、更正処分等に附帯して課される処分ではあるが、更正処分等とは異なる性質を有する別個の処分であるから、これらの処分の取消しを求める訴えを提起するためには、それぞれ適法な裁決を経由する必要がある。

また、上記アのとおり、本件各賦課決定処分のうち過少申告加算税相当額の部分は、原告が再調査の請求を取り下げたことにより確定したため、審査請求段階における審理の対象となっていない上、本件各賦課決定処分のうち過少申告加算税相当額の部分に係る再調査の請求を取り上げて確定させた後、本税に係る修正申告後の更正の請求をすることで、自ら確定させた同部分を再度争い得るとなれば、行政行為の不可争力の趣旨を否定することになる。

これらからすれば、本税の内容を争っていることが、本件各賦課決定処分のうち過少申告加算税相当額の部分に係る審査請求についての裁決を経ないことに正当な理由があることを基礎付けるとはいえない。

(原告の主張)

ア 一般に、行政処分の取消訴訟を提起するにつき不服申立前置が要求される複数の異なる処分が存在する場合、仮に不服の理由が共通であっても、当然に、各処分についてそれぞれ不服申立てを経ることが不要であるとはいえない。

しかし、行政処分に対する司法審査をする前に、当該行政処分の当否につき一応行政庁に反省の機会を与え、その自主的解決を期待することにあるという不服申立前置の趣旨からすれば、複数の処分が実質的に同一であるとみられる場合や1つの処分につき不

服申立てをした以上他の処分について不服申立てをすることは無意味とみられる場合には、1つの処分につき不服申立手続を経由している限り、他の処分については、これを不要とし、又は不服申立てを経ないことにつき正当な理由があるといえ、このような場合に当たるかどうかの判断に当たっては、2個の処分が極めて密接な関連性を有するかどうかということが重要なメルクマールになるというべきである。

イ 過少申告加算税及び重加算税は、いずれも加算税の一つであり、附帯税として、本税について何らかの納税義務違反があることを前提に、本税の税額の全部又は一部を基準として、これに一定の割合を乗じて賦課徴収されるものであって、この意味において、本税に対して付随的な性質を有している。

原告は、本件各更正請求をするなどして、本件各賦課決定処分的前提となる本税の内容について争う意思を明確にし、本件各通知処分について適法な不服申立てを経ているところ、上記のとおり加算税の付随的な性質からすれば、本件各通知処分と本件各賦課決定処分とは、目的と効果を共通にし、極めて密接な関連性を有する処分といえる。そうすると、上記不服申立前置の趣旨からすれば、本税に関する本件各通知処分について適法な不服申立てを経ている本件は、本件各賦課決定処分について、通則法115条1項3号にいう、審査請求についての「裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき」に当たるというべきであるから、原告の請求のうち、本件各賦課決定処分のうち過少申告加算税相当額について取消しを求める部分も適法である。

(2) 原告が、平成23年3月期～平成28年3月期に、コンサルタント料としてCに支払った金額のうち、本件料率が25%を超える部分について、対価となるコンサルタント業務の提供があったか(本案の争点・争点2)

(被告の主張)

ア 原告がCに対してコンサルタント料として支出した本件各金員は、実際にはコンサルタント業務の提供を受けたことに対する対価ではなく(後記イのとおり)、赤字体質であったCに対して金員を支払うことで、原告の利益を圧縮し、租税負担の軽減を図るとともに(後記ウのとおり)、これによってCの現預金資産を増加させて、①甲の役員報酬を増額させ、②甲以外の者に支払った役員報酬を甲に還流させ、③CがEに外注費名目で支払った金員を甲に還流させるために用いられたものであって(後記エのとおり)、対価性のない架空のものであった。加えて、甲が上記のほかにも自らに金員を還流させていること(後記オのとおり)からも、甲が、本件料率の引き上げにより原告からCに対して本件各金員を支払わせ、C、E、丁を経由して、これを自らに還流させ、私利を図っていたことが裏付けられる。

したがって、本件各金員は、法人税法37条7項に規定する寄附金に該当し、また、消費税法30条1項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額には該当しないところ、本件各修正申告は、これを前提に課税標準等及び税額を計算したものであり、本件各修正申告に係る課税標準等又は税額等につき、更正すべき理由はないから、本件各通知処分はいずれも適法である。

また、原告が、Cとの間で作成した本件料率の変更に関する各覚書やCに作成させた本件各請求書は、役務提供の対価であるような形式を整えるためだけに作成された内容虚偽のものであって、このような虚偽の本件各請求書を作成させ、これに基づき原告の

総勘定元帳のコンサルタント料勘定に本件各金員を含む金員をコンサルタント料として記載した行為は、通則法68条1項に規定する、事実を「仮装」する行為に該当する。

以上を前提として算定した原告に対して賦課すべき法人税等についての重加算税の額は、別表7～10の2の「賦課決定処分」欄中の「重加算税の額」の項目に記載された金額であり、本件各賦課決定処分は適法である。

イ 以下のとおり、平成22年10月●日頃以降、本件事業における墓石の販売等の事務は、株式会社R（以下「R」という。）、F及びGで完結しており、Cは、原告に対し、何らの役務を提供していない。

(ア) 本件事業においては、平成18年12月20日以降、DがPから墓所及び墓石の販売を受託していたが、Dの代表取締役であった乙が死亡した平成22年10月●日頃からは、RがDの業務を引き継ぎ、本件事業における墓所及び墓石の販売を受託することとなった。

一方、原告は、Oから、本件事業に係る墓石の納入、据付、字彫り等を、墓石販売価格等の41.5625%（平成23年6月1日からは47.5%）に相当する代金で受託し、Fに対し、納骨壇立込み業務、字彫り業務、これらに付帯する業務及び墓石管理業務を委託し、Gに対し、納骨壇組立て、字彫り業務及びこれに関する業務を委託した。

(イ) (ア) のとおりRがDの業務を引き継いだ平成22年10月●日頃以降、墓石の受注から納入までの事務は、次のとおりであった。

a Rが、顧客から墓石の建立を受注し、顧客とOとの間の墓所に係る「永代使用申込書兼契約書」及び顧客のOに対する「墓石建立申込書」を作成する。

b Rは、顧客との間で墓石の種類や墓石のデザインの打合せを行い、「字彫見本及び彫刻据付発注書」を作成し、墓石のどの面に、どのような字体で、どのような文字や家紋を彫るかを決定し、同発注書をFに交付する（なお、Fは、Rが事務を執っていたO内の事務室で事務を執っていた。）。

これを受けて、Fは、Gに対し、墓石の仮の据付けを指示し、Gが墓石を仮に据え付ける。

また、Fは、上記発注書、「墓石彫刻見本」及び字彫りのためのデータを作成し、墓石の彫刻の具体的なデザインを決定する。

c 墓石のデザインが決定すると、Fは、Gに対し、「字彫見本及び彫刻据付発注書」、「墓石彫刻見本」及び字彫りのためのデータを交付し、これを受けて、Gは、仮に据え付けられた墓石のうち、字彫りを行う部分を取り外し、字彫りのためのデータを用いて字彫り作業をした上で、墓石を固定させ、これを完成させ、作業が終了したことを、Fに報告する。

Gから作業が終了した旨の報告を受けたFは、Rに対し、その旨を連絡し、Rは、「墓石引渡し書」を作成し、顧客に対し、墓石を引き渡す。

ウ 甲は、本件税務調査に際し、本件各金員が原告の利益を圧縮し、租税負担の軽減を図るために支払われたものである旨供述し、その旨の質問応答記録書（乙38。以下「本件質問応答記録書」という。）に署名押印しているところ、実際に、平成23年3月期～平成28年3月期は、本件各金員の支出がなければ、原告には多額の営業利益が計上

される一方、Cには多額の営業損失を計上されることとなっていたもので、甲の同供述はその中核部分に客観的な裏付けがあり、信用できるものである。原告は、本件質問応答記録書は、本件税務調査の担当者が脅迫的言辞を用いて甲に署名押印させたもので、その作成過程に重大な瑕疵がある旨主張するが、そのような事実はない。

エ (ア) 甲は、原告の取締役であった乙の辞任及び死亡を機に本件料率を引き上げた結果、Cに支払われた本件各金員を原資として、Cが甲に支払う役員報酬を大幅に増加させており、本件料率の引上げにより私利を得ていた。

(イ) 甲は、JらをCの名目的な取締役とした上で、原告の取締役であったIを経由して、Jらに支払われた役員報酬の大部分を自らに還流させていたところ、CからJらに支払われた役員報酬の原資は本件各金員であると考えられ、甲は、本件各金員を原資に私利を得ていた。

(ウ) Cは、不動産の有効活用に関するコンサルタント業務を目的とする株式会社であり、丁が代表取締役を務めていたEとの間で、CがEに「事業報酬」として1億円を支払うことなどを内容とする平成18年2月3日付け「仮称d開発事業約定書」と題する書面(乙55)や、同書面を基礎とし、CがEに「コンサルタント料」として1億円を支払うことなどを内容とする平成19年11月21日付け「Oコンサルタント契約書」と題する書面(乙56)等、CがEに対してコンサルタント料等として金員を支払うことなどを内容とする累次の書面を作成し、これらに沿って、本件各金員を含む原告から支払われたコンサルタント料を原資として、外注費名目でEに金員を支払ったが、Eは、Cに対し、何らの役務も提供していなかった。そして、Eに外注費名目で支払われた金員は、丁を経由して甲に支払われていた。

オ 甲は、Iに指示し、原告からIに支払われた役員報酬の大部分を自らに還流させていたほか、実質的に甲が全権を握っていたFの代表社員であった戊に指示し、Fから戊に支払われた役員報酬(なお、その原資は、原告からFに支払われた委託料である。)も自らに還流させていた。

(原告の主張)

ア 以下のとおり、平成22年覚書により本件料率が25%から55%に変更されたのは、従前、Dが原告から委託されていた墓石販売促進業務を、Cが引き継いだことに伴い増加した業務に起因するものであり、本件料率が25%を超える部分について、対価となるコンサルタント業務の提供があった。

(ア) 本件事業において、墓地の経営主体はBであり、本件事業に必要な資金の提供者はM及びPであるが、その両者の引き合わせ及び本件事業の企画・準備、事業開始後の運営方針の立案は、Cの代表取締役である甲を中心に実行された。

(イ) 原告は、QとC及びDとの間で締結された本件事業に係る平成19年1月13日付けの合意によってC及びDが有していた本件事業における墓石等の独占供給権を引き継ぎ、①B及び関係者と折衝し、各種許認可を取得する、②Qの本件事業に係る企画、設計、施工、販売及び納骨堂の運営に対して協力する(墓石販売促進業務)、③所得の一部をMに融通し、Qが本件事業について調達した資金の弁済に協力する、④Qから発注を受けたら、納期までに責任を持って、墓石の納入、据付け、字彫刻、墓誌外柵等のオプション等を行うという責務を負っていた。

原告は、これらの業務に関し、②の墓石販売促進業務をDに委託し、④の業務に関する助言、指導等の援助協力業務をCに委託していた。

(ウ) その後、乙の体調悪化により、平成22年9月30日、Dが本件事業から撤退し、原告は、従前、Dに委託していた墓石販売促進業務をCに委託し、これを受けてCは、①平成23年2月28日にBが届け出た納骨壇数の変更に関する経営判断とその各種設計業務、②墓石彫刻見本及びデータの作成業務、③霊廟内の管理業務等を行ったところ、Cが関わっていた当時の上記②に係る業務の流れは次のとおりである。

a Rの従業員が、Cの取締役であったJに対し、「字彫見本及び彫刻据付発注書」を交付し、それに基づき、同人が「墓石彫刻見本」及び字彫りのためのデータを作成する。

b Jは、原告に対し、aの「字彫見本及び彫刻据付発注書」、「墓石彫刻見本」及び字彫りのためのデータが格納されたUSBフラッシュメモリを交付し、これを受けて、原告は、字彫りのためのデータを用いて字彫り作業を行い、墓石を固定させて作業を完成させる。

c 原告は、Rに対し、作業が完成した旨を伝え、これを受けて、Rは、「墓石引渡し書」を作成し、顧客に対し、墓石を引き渡す。

イ (ア) 甲が、本件税務調査に際して作成した、本件各金員が原告の利益を圧縮し、租税負担の軽減を図るために支払われたものである旨の本件質問応答記録書は、本件税務調査の担当者が脅迫的な言辞を用いて甲に署名押印させた（内容を認めなければ、原告の取引先に反面調査に入る、査察も入る、青色申告も取り消すなどと述べ、また、内容の訂正には一切応じない態度を示して、署名押印を強要した）ものであって、その作成過程には重大な瑕疵があるし、少なくとも、甲の当時の認識・記憶を正確に反映させたものではない。

(イ) 被告が、甲において自らに「還流」させていたと主張する金員は、本件事業を遂行する上で必要となる事業資金であって、私利を図ることを目的としたものではない。

(ウ) 以下のとおり、CがEに対して外注費名目で支払った金員は、いずれもEから役務の提供を受けたことに対する対価としての性質を有する。

a 甲は、平成14年頃、丁に対し、本件事業の資金提供者の探索を依頼し、同依頼は結実しなかったものの、その過程で、Eは多くの負担を強いられた。そのため、CとEは、平成18年2月3日、事業約定書（乙55）を交わし、Cが、Eに対し、上記探索業務の対価及び本件事業が開始されるまでに想定される障害除去に係る対価を支払うこととした。

b その後、Dが本件事業から撤退したことに伴い、Cの受託業務が増大したことから、Cは、丁の交渉能力に期待し、①Oの原告に対する墓石等の発注価格の増加交渉への関与、②本件事業の関連施設である納骨堂の地盤沈下が生じたことについて、設計施工をした株式会社Sとの補修工事に関する交渉業務、③墓石の仕入れ先との仕入価格の値上げを抑えるための交渉業務、④Oの原告に対する字彫刻価格の発注価格の改定に係る交渉への関与をEに依頼し、Eから上記役務の提供を受けた。

第3 当裁判所の判断

1 争点1（原告の請求のうち、過少申告加算税相当額について取消しを求める部分の適法性）

（1）通則法115条1項は、同項各号に定める場合を除き、国税に関する法律に基づく処分です不服申立てをすることができるものの取消しを求める訴えは、審査請求についての判決を経た後でなければ、提起することができない旨定める。

本件訴えは、いずれも国税に関する法律に基づく処分です不服申立てをすることができるものの取消しを求める訴えに当たるから、本件訴えについて、適法な不服申立てを経ているかが問題となる。

（2）本件においては、本件訴えのうち、本件各賦課決定処分中の過少申告加算税相当額について取消しを求める部分について適法な不服申立てを経ているかが問題となる。

そこで検討すると、原告は、平成28年12月28日、本件各賦課決定処分の通知を受け、平成29年2月28日、処分行政庁に対し、本件各賦課決定処分について、それぞれ再調査の請求をしたところ、同年4月4日、再調査の請求の趣旨を、本件各賦課決定処分の全部から本件各賦課決定処分のうち過少申告加算税相当額を超える部分に補正した（前提事実（4）エ、（5）ア）。その後、上記再調査の請求に対して、これらを棄却する旨の決定がされたことから、原告は、平成29年6月22日、本件各賦課決定処分のうち過少申告加算税相当額を超える部分について、それぞれ審査請求をしたが、平成30年5月22日付けでこれらを棄却する旨の判決がされた（前提事実（5）ア（イ））。

通則法87条3項は、審査請求の趣旨は、処分の取消し又は変更を求める範囲を明らかにするように記載しなければならない旨規定している。上記のとおり、原告が、本件各賦課決定処分の全部の取消しを求める趣旨からうち過少申告加算税相当額を超える部分の取消しを求める趣旨に再調査の請求の趣旨を補正し、さらに同部分について審査請求を求めた経過からすれば、審査請求において原告が取消しを求めた範囲は、本件各賦課決定処分のうち過少申告加算税相当額を超える部分に限られることは明らかである。

そうすると、本件訴えのうち、本件各賦課決定処分中の過少申告加算税相当額（その金額は別表15～18の「過少申告加算税相当額」欄記載のとおり）について取消しを求める部分については、審査請求についての判決を経していない不適法な訴えとして、いずれも却下すべきである。

（3）原告は、本件各通知処分と本件各賦課決定処分とが極めて密接な関連性を有する処分といえ、不服申立前置の趣旨からすれば、本件各通知処分について適法な不服申立てを経ている本件は、本件各賦課決定処分について、通則法115条1項3号の審査請求についての判決を経ないことにつき正当な理由があるときに当たる旨主張する。

しかしながら、そもそも、通知処分は、納税者からの更正の請求に対する課税庁による減額更正をしない旨の応答であり、納税者の更正の請求に対して課税庁が減額更正を拒否し、申告税額を見直して減額することはしないことを確認する効果を有する処分である。一方、加算税の賦課決定処分は、本税に係る申告、納付等において所定の事由がある場合に附帯税として加算税を賦課する処分であり、両者は、後者が前者を前提とするものではなく、かつ、その目的及び効果を異にする処分であるといえる。したがって、通知処分と加算税の賦課決定処分とは、その基礎となった事実関係が共通であるとしても、後者は前者の処分に付随する処分であると解することのできないものである。加えて、本件においては、原告は、本件各賦課決定処分の全部の取消しを求める趣旨の再調査の請求の趣旨を

補正し、本件各賦課決定処分のうち過少申告加算税相当額を超える部分の取消しを求める趣旨に変更した上、同部分について審査請求をしたものであるから、本件各賦課決定処分のうち過少申告加算税相当額を超えない部分については、その取消しを求める趣旨ではない旨を明らかにしていたものといえる。以上のことからすると、本件各通知処分と本件各賦課決定処分のうち過少申告加算税相当額を超える部分に対する原告の不服の事由が同一であって前者の処分について適法に不服申立手続が採られているからといって、後者の処分に対する不服申立てを経ないことにつき通則法115条1項3号にいう正当な理由があると解することは相当ではない。したがって、原告の上記主張は採用することができない。

2 争点2（原告が、平成23年3月期～平成28年3月期に、コンサルタント料としてCに支払った金額のうち、本件料率が25%を超える部分について、対価となるコンサルタント業務の提供があったか）について

(1) 認定事実

前提事実、後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 本件事業における墓石販売等の業務に係る事実関係

(ア) B及びQが、平成18年12月2日、本件事業に係る合意をしたことを受けて、Pは、同月20日、Dに対し、本件事業に係る納骨堂及び墓所の永代使用权並びに墓石の販売を委託した（前提事実(2)ア、イ、乙11、12）。

また、Qは、平成19年1月13日、本件事業の遂行に全面的に協力するC（代表取締役は甲）及びD（代表取締役は丙）に対し、Qが本件事業に関してBから付与された独占販売権に基づき販売する墓石を、独占的に供給できる権利を付与した。その際、Qは、その決定する墓石の販売価格の50%で、C及びDに対して墓石を発注することが合意され、また、Q、C及びDは、各自の権利義務及び契約上の地位を、相手方の書面による同意を得ることなく第三者に移転等することはできないが、C及びDが、本件事業に全面的に影響力を行使できる別法人の墓石会社を設立し、同別法人の墓石会社に、権利義務及び契約上の地位を移転する場合には、Qは上記の同意をすることを約した。（前提事実(1)イ、ウ、(2)ウ、乙13）。

同年4月13日、墓石の加工、据付け及び販売業等を目的とする原告が設立され、甲及び乙が代表取締役に就任したところ、その後、Oは、原告に対し、本件事業に係る墓石の納入、据付け、字彫り等を、墓石販売価格等の47.5%（平成22年10月1日からは41.5625%、平成23年6月1日からは再び47.5%）に相当する代金で委託するようになった（前提事実(1)ア、甲22、乙31、32、弁論の全趣旨）。

そして、原告は、平成19年7月1日、Dに対し、原告が供給する墓石の販売促進を委託し、販売促進費として、原告の墓石等の売上げの27.5%及び消費税を支払うことを約した（甲21）。また、原告は、同日、Cとの間で、Cが原告の墓石の加工、据付工事、経営全般に助言、指導等を行い、これに対して原告が経営援助協力費（本件料率を22.5%とする額及び消費税）を支払うことを約する平成19年覚書（甲1の1）を交わした（前提事実(3)ア）。その後、原告及びCは、平成20年6月30日、本件料率を25%に変更する内容の平成20年覚書（乙15）を交わした（前提事実

(3) イ (ア))。

(イ) 本件事業における顧客に対する墓石販売業務の流れは、おおむね次のとおりである(乙36、証人I [2~4頁]、弁論の全趣旨)。

① 顧客から墓苑及び墓石の契約の申込みを受け、顧客の希望する墓石のデザインや墓石への字彫りの内容を聞き取り、契約書類や字彫り見本作成用の書類を作成する(以下「受注業務」という。)

② 受注業務で作成された字彫り見本作成用の書類を参照し、CADを使用するなどして、字彫り見本を作成する(以下「見本作成業務」という。)

③ 見本作成業務で作成された字彫り見本の内容を顧客と確認する(以下「見本確認業務」という。)

④ ①~③の業務が完了し、字彫りに移ることができる状態になったことを確認し、墓石の彫刻、据付作業を発注する(以下「字彫り発注業務」という。)

⑤ 墓石の彫刻、据付作業の発注を受けた業者は、字彫り見本のとおり墓石の彫刻を行い、完成した墓石を据え付けて、顧客に引渡し可能な状態とする(以下「字彫り・据付業務」という。)

⑥ 字彫り・据付業務を終えた墓石を顧客に引き渡す(以下「引渡業務」という。)

(ウ) 下記(エ)のとおりDが本件事業から撤退するまでは、①受注業務、②見本作成業務、③見本確認業務、④字彫り発注業務及び⑥引渡業務をDが、⑤字彫り・据付業務を原告が、それぞれ担っていた。ただし、原告が自ら字彫りや墓石の据付作業を行うことはなく、これらの実際の作業は、原告から委託を受けたTという会社(以下、単に「T」という。)又はGが行っていた(乙36、証人I [2~4、7、26頁]、原告代表者本人 [59頁])。

(エ) 乙は、その体調不良から、平成22年9月1日、Dの代表取締役及び取締役を辞任し、同月30日には、O、原告、C、D、甲及び乙の間で、本件事業に関してPとDが締結していた委託契約(平成18年12月20日付け)及び原告とDが締結していた委託契約(平成19年7月1日付け)を解約するなど、Dが本件事業から撤退することを内容とする合意書(甲22)を交わされ、以後、Dが墓石販売業務をすることはなくなった。また、甲は、Dが本件事業から撤退する頃、乙からその保有する原告の株式を譲り受けて、原告の発行済株式の全てを取得した。(前提事実(1)ア、ウ、甲22、証人I [2頁])。

そして、この後、原告とCとの間では、平成22年11月1日付けで本件料率を55%とする内容の平成22年覚書、平成24年1月5日付けで本件料率を45%とする内容の平成24年覚書、平成26年4月1日付けで本件料率を40%とする内容の平成26年覚書、平成27年3月38日付けで本件料率を35%とする内容の平成27年覚書が、それぞれ交わされた(前提事実(3)イ(イ)~(オ)、甲1の2~5)。

(オ) Dの本件事業からの撤退に際し、RがDの全ての従業員を引き継ぎ、Rは、本件事業においてDが担っていた業務のうち、①受注業務、④字彫り発注業務及び⑥引渡業務を担うようになった。

一方、②見本作成業務、③見本確認業務については、Dにおいては乙の娘であり取締役

役でもあったUが担当しており、同人はこの際に辞職したため、Dの撤退後は、Fが担うようになった。

(乙34の1～4、証人I [2～4、26頁]、原告代表者本人 [59頁])

(カ) (オ)の結果、平成22年10月以降の本件事業における墓石販売業務は、①Rが受注業務を行い、Fに見本作成業務を発注する、②Fが見本作成業務及び見本確認業務を行い、Rにこれらの業務が完了したことを報告する、③Rは、字彫りができる状態になったことを確認し、原告に字彫り・据付業務を発注する(字彫り発注業務)、④原告は、発注を受けた字彫り・据付業務をT又はGに委託する、⑤T又はGが字彫り・据付作業を行い、作業完了をFに報告し、Fは、Rに作業完了を報告する、⑥Rは顧客に建立済みの墓石を引き渡す(引渡業務)という流れで行われていた。

イ 納骨壇数の変更

Bは、平成23年2月28日、本件事業に関連してBの管理する納骨壇数を、1188壇から3679壇に変更した旨を札幌市長に届け出た。この納骨壇数の変更は、従来の納骨壇の区域面積を小さくし、価格を抑えた方が販売数の増加が見込めるであろうというBの経営判断に基づくものであった。(甲23)

ウ 霊廟内の管理等

本件事業において、墓石等を含む納骨壇が所在する霊廟(以下「本件霊廟」という。)内及びその敷地(以下「本件敷地」という。)について、次のとおり、管理が行われていた。

(ア) 遺骨の収集及び供養墓への埋葬

本件霊廟内の墓には、他の墓から遺骨の改葬が行われているところ、Dが本件事業に携わっていた当時、改装のために遺骨を移す際に生じる、砂と分離することができないため改葬先の墓に納骨するのに適さない粉状の遺骨が本件敷地内の原告の工場裏等に遺棄されていた。

甲及びJは、上記粉状の遺骨を、探索、収集し、供養墓へ埋葬する作業をした。

(証人I [19、20]、原告代表者本人 [20、21、46、47頁])

(イ) 墓石の移動・保管等の在庫管理

原告は、仕入れた墓石の在庫を保有しており、墓石の管理をFに継続的に委託していた。また、上記の委託に基づきFが墓石の管理を行っている期間と重なる平成23年10月1日から平成24年9月30日までの間、甲の数十年来の知人であるV(以下「V」という。)が代表取締役を務める株式会社W(以下「W」という。)も、原告の保有する墓石の保管、管理を行っていた。

(甲31、32、35、乙34の1～3、証人I [5頁]、証人V、原告代表者本人 [21、47、48頁])

(ウ) 本件敷地内の除草及び除雪作業、霊廟内に通ずる出入口付近の花木の植生・管理作業、並びに霊前への供物の処理作業

本件事業の運営に当たり、本件敷地内の除草及び除雪作業や本件霊廟内に通ずる出入口付近の花木の植生・管理作業(以下「除草及び除雪等の作業」という。)が必要であったところ、除草及び除雪等の作業については、甲、Jのほか、I、戊、及びIの親族等が行っていた。

また、本件霊廟内の霊前に供えられていた供物の処理作業も必要であったところ、同作業は、甲、Jのほか、Bの職員が行っていた。

(証人I [29、30頁]、原告代表者本人 [22～26頁])

エ 原告及びCの経営状態等

(ア) 原告の経営状態等

平成23年3月期～平成28年3月期における原告の各確定申告書の損益計算書に記載されている、売上高合計、売上原価合計、売上総利益、販売費及び一般管理費並びに営業利益又は営業損失の額は、別表19の1・2の各期の「決算額」欄中、「売上高合計」、「売上原価合計」、「売上総利益」、「販売費及び一般管理費」及び「営業利益又は営業損失」の各項目記載のとおりである。

他方、原告が本件各金員を支出しなかったと仮定した場合、すなわち、本件料率を25%として算出した場合の平成23年3月期～平成28年3月期における販売費及び一般管理費、営業利益又は営業損失の額は、別表19の1・2の各年度の「本件料率を25%として算出した場合」欄中、「販売費及び一般管理費」及び「営業利益又は営業損失」の各項目記載のとおりである。

(争いが無い)

(イ) Cの経営状態等

本件各金員の支払を受けたCの平成23年3月期～平成28年3月期における各確定申告書の損益計算書に記載されている売上高、売上原価、売上総利益、販売費及び一般管理費並びに営業利益又は営業損失の額は、別表20の1・2の各年度の「決算額」欄中、「売上高」、「売上原価」、「売上総利益」、「販売費及び一般管理費」及び「営業利益又は営業損失」の各項目記載のとおりである。

他方、Cが本件各金員の支払を受けなかったと仮定した場合、すなわち、本件料率を25%として算出した場合の平成23年3月期～平成28年3月期の売上高、売上原価、売上総利益、販売費及び一般管理費並びに営業利益又は営業損失の額は、別表20の1・2の各年度の「本件料率を25%として算出した場合」欄中、「売上高」、「売上原価」、「売上総利益」、「販売費及び一般管理費」及び「営業利益又は営業損失」の各項目記載のとおりである。

(争いが無い)

オ 甲への金員の移動

(ア) 平成23年3月期～平成28年度3月期までのCの売上高、売上高のうち本件各金員の額及び売上高のうち本件各金員が占める割合は、それぞれ、別表21の「売上高」、「うち原告からのコンサルタント料」及び「売上比」の各項目記載のとおりである(乙17～22、39～43、44の2)。

(イ) 平成23年3月期～平成28年3月期までの間、Cが甲に対して支払っていた役員報酬額は、別表20の1及び別表20の2の「販売費及び一般管理費」中の「うち、役員報酬の額」の項目記載のとおりである(争いが無い)。

(ウ) Kは、甲からの依頼でCの取締役役に就任し、取締役としての業務をしたことはなかったものの、その在任期間中(平成24年11月19日～平成27年4月6日[前提事実(1)ク])、毎月、Cから役員報酬が銀行口座に振り込まれていた。甲は、K

に対し、Bの二期工事のための資金とするので、振り込まれた役員報酬を自らに交付するよう指示し、Kは、その指示に従い、振り込まれた役員報酬のほとんどを引き出し、原告の経理事務を担当していたIを経由し又は直接、甲に交付していた。

また、Jも、平成26年9月にKと結婚する以前、Kと同様、Cから振り込まれた役員報酬を、甲に交付していたことがあった。

さらに、Jらと同様に、I及び戊も、甲の指示により、それぞれ、原告又はFから支払われた役員報酬を、甲に交付していたことがあった。

現時点において、二期工事は行われておらず、行われる予定もない。(乙36、45、46の1・2、証人I[15~19頁]、証人K[1~5頁]。)

カ 本件税務調査の実施及び本件質問応答記録書の作成

札幌国税局は、平成28年11月、本件税務調査に着手したところ、その担当者の一人がX(以下「X」という。)であった。

Xをはじめとする調査担当者は、同月7日、本件税務調査のため、原告及びCの事務所を訪問し、両社の代表取締役である甲に対して調査の趣旨等について説明したところ、甲から、両社の顧問税理士であるY(以下「Y税理士」という。)の立会いを求められ、Yとの日程調整の結果、同月8日から両社の事務所における調査が実施されることとなり、同月10日まで行われた。Y税理士は、上記3日間のうち、同月8日及び同月9日は終日立ち会い、同月10日は午後4時以降立ち会った。

本件税務調査において、Xは、甲に対し、原告とCとの間で平成19年7月1日以降に交わされた覚書において、毎回本件料率に変更されている理由やCが行っているというコンサルタント業務の具体的内容を尋ねたところ、最終的に、甲は、原告の申告は正しいものではなく、原告がCに対して利益を供与するためにコンサルタント料を水増し計上していること、その理由は、多額の利益を計上することとなっていた原告が赤字体質のCに対して利益を供与することで、納税負担を免れようとしたからであるとして、本件料率が25%を超える部分のコンサルタント料が水増しによる虚偽によるものであることを認めた。

Xは、本件税務調査の際に甲が述べた内容に沿う本件質問応答記録書の案を作成し、あらかじめY税理士に日程を伝えた上、平成28年12月12日、札幌国税局の審理専門官であるZ(以下「Z」という。)らとともに、原告及びCの事務所を訪問し、甲及びY税理士と面談した。Xは、上記の案を甲に示し、その内容が正しいかを確認しようとしたところ、Y税理士から、コンサルタント料が寄附金に該当する根拠等について尋ねられ、Zが、支払ったコンサルタント料に相当する役務の提供がなく、対価性が認められないことから寄附金に該当すると判断したことなどを説明した。その後、甲から、上記の案の冒頭に記載されている日付が異なる(平成28年12月12日ではない日付が印字されている)との指摘を受け、Xは、別の調査担当者をして持参していたパソコン及びプリンタを用いて日付を修正させ、改めて本件質問応答記録書を甲に示し、本件税務調査で把握した事実関係からは、原告がCに支払ったコンサルタント料のうち本件料率が25%を超える部分について対価性が認められないことや、所得金額や税額の計算上誤りと見込まれる金額等を説明した。そして、Xが、本件質問応答記録書の読み聞かせを始めたところ、甲は、Y税理士が確認して問題がなければそれでよいと述べた。

め、Xは読み聞かせを止め、Y税理士に本件質問応答記録書を交付した。Y税理士は、本件質問応答記録書を黙読した後、これを甲に渡し、甲はその末尾に署名押印した。

(甲33、34、乙89、90、証人Y[2、8頁]、証人X、証人Z、原告代表者本人[29、54頁]。ただし、甲33、34については上記認定に反する部分を除く。)

(2) 事実認定に関する原告の主張について

ア 原告は、認定事実アに関し、Dが本件事業から撤退した後、本件事業における墓石販売等の業務において、Cが見本作成業務及び見本確認業務を行っていた旨主張し、甲もこれに沿う供述をする。

この点、遅くとも平成23年4月1日以降、原告とFとの間では、「業務委託契約書」が順次作成されているところ、原告は、Fに対し、納骨壇立込み業務、字彫り業務及びこれらに付帯する業務を委託していることが認められ(乙34の1~3)、見本作成業務及び見本確認業務は、実際に字彫りを施工するための前提作業であることからすれば、字彫り業務に付帯する業務であると解することができる。また、平成22年10月に申込みがあった「字彫見本及び彫刻据付発注書(和型)」によれば、「見本作成者」の「見本時」の欄に、Fの代表社員の戊のものである「戊」という印が押されていることに照らしても(乙36[19頁]、37)、Fが見本作成業務を行っていたというI及びKの供述(乙36、45、証人I[3、4頁])は信用することができる。

この点につき、上記発注書(乙36[19頁])の「見本作成者」の「施工時」の欄には、Jのものと思われる「J」という印が押されており、甲は、Cの取締役であるJが見本作成業務を行っていた旨供述する(原告代表者[16、17頁])。しかしながら、Jは、当時Bの僧侶であったこと(前提事実(1)ク)、Cに従業員はおらず(前提事実(1)イ)、その後にCの取締役となったKもCの仕事はしておらず、だからこそ役員報酬として支払われていた金員のほとんどを甲の指示に従ってIに渡すなどしており、JにおいてもCから受領した役員報酬を甲に交付していたこと(認定事実オ(ウ))からすれば、そもそも、JらがCの業務を行っていたと認めること自体に疑問が残る上、I及びKは、上記のような発注書は目にしていたが、「施工時」の欄に押印されているものは見た記憶がないと述べていること(証人I[26頁]、証人K[9頁])に照らしても、Jが見本作成業務を行っていたと認めることはできず、この点に関する甲の供述は採用できないし、他にCが見本作成業務を行っていたことを認めるに足りる的確な証拠もない。

したがって、この点に関する原告の主張は採用することができない。

イ 原告は、認定事実イに関し、納骨壇数の変更の判断は、本件事業から撤退したDに代わり、Cが行ったものである旨主張しており、この点につき、Bが札幌市長宛てに提出した「納骨堂経営(変更)許可申請書記載事項変更届」(甲23・1枚目)の別紙として、設計者がCと記載された墓域変更申請図面等(同4枚目以下)が添付されているところ、甲は、Cが担う販売促進業務の一環として、自らが企画し、その取締役であったJが同図面等を作成した旨供述している(原告代表者本人[13・14頁])。

しかし、甲は、当時、Cの代表取締役であるとともに、Oから、本件事業に係る墓石の納入等についての委託を受けている原告の代表取締役でもあり、最終的に事業主体と

しての判断をして札幌市長に届け出るBの責任役員でもあったのであるから（前提事実（1）ア、イ、認定事実ア（ア））、甲が納骨壇数の変更や上記墓域変更申請図面等を企画したことをもって、Cの代表者としてこれを行ったとはいきれない。また、上記アで説示したことと同様に、平成23年2月28日の時点においても、Bの僧侶であるJがCの業務に従事していたかは疑問がある上、仮に、Jが納骨壇数の変更に関与していたとしても、これをCの業務として行ったと認めることまではできない。

したがって、この点に関する原告の主張も採用することができない。

ウ 原告は、認定事実カに関し、本件質問応答記録書は、調査担当者の脅迫的な言辞により署名押印するに至ったものであるし、甲の当時の認識・記憶を正確に反映させたものでもない旨主張する。

この点につき、平成28年11月8日～同月10日の調査にほぼ立ち会い、本件質問応答記録書作成の場面にも同席していたY税理士は、同場面の状況について、要旨、①Xは、甲の署名押印等の手書き部分以外があらかじめ印字されていた本件質問応答記録書を甲に提示した、②甲は、本件質問応答記録書を提示されると我を忘れたような様子となり、内容は認識できていないようだった、③自分が、Zとの間で、今回の課税処分 of 法的根拠を確認するやり取りをしているときに、甲が本件質問応答記録書の冒頭の日付が誤っていたことに気付き、これを指摘したところ、調査担当者は日付を訂正し、改めて、甲に対して日付訂正後の本件質問応答記録書が示された、④甲が、Zに対し、この内容を訂正することができるのかを尋ねたところ、Zは、強い口調で訂正はできず、訂正を求めるならば、資料調査課から査察部門に回す、青色申告を取り消す、反面調査に入るなどと脅した、⑤そのため甲はやむを得ず、本件質問応答記録書に署名押印した、⑥その際、自分は本件質問応答記録書を読んでおらず、甲の署名押印を止めることもなかったと供述しており、甲も本件質問応答記録書の作成経緯について、Y税理士とおおむね同様の供述をしている（証人Y、原告代表者本人〔26～33、53～55頁〕）。

しかしながら、Y税理士及び甲の上記供述は、甲が本件質問応答記録書を提示されると我を忘れたような状態になり、また、内容の訂正ができるかを聞いたのに対し、Zから、脅迫的な言辞を用いてそれを拒否されたという状況であったにもかかわらず、甲に依頼されて日程調整をしてまで本件税務調査に立ち会い（認定事実カ）、本件税務調査の内容等について把握し、本件質問応答記録書作成の場面にも原告及びCの顧問税理士として同席していたY税理士が、本件質問応答記録書の内容を確認することもなく、甲がこれに署名押印するのを止めることもなく、漫然と見ていたという点で、明らかに不自然かつ不合理であり、これを信用することはできない。

一方、X及びZは、本件質問応答記録書の作成経緯について、認定事実カのとおり of 供述をしているところ、その内容自体に不自然又は不合理な点は特段見当たらない上、本件質問応答記録書の内容が、原告及びCの経営状態等に合致することに照らしても、これを信用することができる。

このように信用することができるX及びZの供述によれば、本件質問応答記録書の作成に際し、甲自身は直接その内容を確認していないものの、甲から内容確認を依頼されたY税理士が、これを黙読する方法によりその内容を確認した後、甲に本件質問応答記録書を渡し、甲がこれに署名押印したものと認められ、このことからすれば、顧問税理

士であるY税理士が本件質問応答記録書の内容に問題がないと判断し、これを受けて、甲が本件質問応答記録書に署名押印をしたと認められる。

そして、Y税理士は、本件税務調査の当初から、調査に立ち会うなどの対応をしてきており、甲においても、Y税理士が本件質問応答記録書の内容を確認して問題がなければそれでよいという態度であったことを考慮すると、Y税理士は、本件事業及び本件税務調査に関する甲の認識を十分に理解した上で、本件質問応答記録書の記載内容について問題がないと判断したものと認められ、このことからすると、甲が直接本件質問応答記録書の内容を確認してはいないものの、甲が本件質問応答記録書に署名押印したという事実は、その記載内容が真実であることを推認させるものといえる。

したがって、この点に関する原告の主張は採用することができない。

(3) 本件料率が25%を超える部分について、対価となるコンサルタント業務の提供があったか

ア (ア) まず、認定事実ア、イ、(2) ア、イで認定判断したとおり、本件事業において、

Cが墓石販売等の業務及び納骨壇数の変更について、原告に対し、対価となるべき実質的なコンサルタント業務を提供したと認めることはできない。

(イ) 次に、霊廟内の管理業務等のうち、遺骨の収集及び供養墓への埋葬は、甲及びJによって行われたと認められる(認定事実ウ(ア))が、当時、甲はBの責任役員であり、JはBの僧侶であって、遺骨の埋葬は、寺や僧侶としての業務の本質に当たるといえることからすれば、遺骨の収集及び供養墓への埋葬は、上記の立場に基づくBの業務として行われたとみるのが自然である。

また、墓石の移動、保管等の在庫管理については、Wが委託を受けて行っていたことがあると認められる(認定事実ウ(イ))ところ、この際には、Cを委託者とするWとの間の業務委託契約書(甲31)が作成されている。しかしながら、甲は、Cの代表取締役であるとともに原告の代表取締役でもあり、Wに委託するのは原告が保有する墓石の在庫管理であることからすれば、Wへの委託に当たり、Cによって行われるべき実質的な業務が存在したとは認められない。このことに、Wの代表取締役であるVが甲の数十年來の知人であることも踏まえると(認定事実ウ(イ))、上記契約書が作成されているとしても、Cが何らかの実質的業務を行ったと認めることはできない。

さらに、本件敷地内の除草及び除雪作業、霊廟内に通ずる出入口付近の花木の植生・管理作業、並びに霊前への供物の処理作業について、除草及び除雪等の作業は、甲、Jのほか、I、戊及びIの親族等が関与して行われており、霊前への供物の処理作業は、甲、Jのほか、Bの職員によって行われていた(認定事実ウ(ウ))など、これらの作業には、Cに所属しない者が多数従事していたこと、甲はBの責任役員であり、JはBの僧侶であったことからすれば、これらの作業がCの業務として行われたものとは認められない。

イ (ア) 本件料率は、Dが本件事業から撤退した後、25%から55%に引き上げられ、その後、25%を超える水準で推移していた(前提事実(3)イ)ところ、上記のとおり、本件料率のうち25%を超える部分についての対価であると認められる具体的なコンサルタント業務をCが提供していたことを認めるに足りる的確な証拠はない。

この点、原告は、Dの撤退によりCの受託業務が増大したことから、Cは、丁の交渉能力に期待し、Eに対し、本件事業に関する各種の交渉業務を依頼し、現にその役務の提供を受けていた旨主張する。確かに、CとEの間では、本件事業に関するコンサルタント契約書等が作成され（乙56～62）、CがEに対し「外注費」を支払っていること（乙63～65）は認められるが、EがCに対してコンサルタント業務を提供したことを具体的に裏付ける客観的な証拠はないのであって、Eへの「外注費」支払をもって、原告からCに対する本件料率の25%を超える部分のコンサルタント業務の委託があり、原告がCからその役務の提供を受けていたと認めることはできない。

(イ) このことに加え、①原告及びCの経営状態等は認定事実エのとおりであるところ、平成23年3月期～平成28年3月期において、相応の売上げを計上している原告にあっては、本件各金員を支出することにより営業利益を減少させることができ（別表19の1・2参照）、一方、本件各金員がなければ、営業損失を計上し続けることになるCにあっては、本件各金員を売上げにすることで営業損失の計上を回避又は相当程度圧縮することができ（別表20の1・2参照）、結果として、甲が代表取締役を務める原告及びCに対する全体の納税負担を軽減させることができたこと、②認定事実オのとおり、平成23年3月期～平成28年3月期までのCの売上高の大部分を本件各金員が占めているところ（別表21参照）、甲が、Cから受け取っている役員報酬の額は、平成24年3月期には前期（180万円）の10倍以上の金額（2215万円）に上り、平成25年3月期～平成27年3月期までは各期2400万円、平成28年3月期には1200万円を受領しており（別表20の1・2参照）、また、結局は行われていない二期工事のためとして、Cが役員報酬としてJらに支払った金員を自らに交付させていたもので、甲が間接的に本件各金員を利得していたと評価できること、③認定事実カのとおり、原告が納税負担を免れる目的でCに対して利益を供与するためにコンサルタント料を水増し計上していたことを認める内容の本件質問応答記録書が作成されており、上記（2）ウのとおり、その事実が、本件質問応答記録書の内容の真実性を推認させることに鑑みると、甲は、自らが代表取締役を務める原告及びCに対する全体の納税負担を軽減させる目的で、原告の代表取締役として、本件料率のうち25%を超える部分について、Cによって対価となるコンサルタント業務が提供されていないのに、これが提供されたものとして、本件各金員を支出するとの判断をし、原告が本件各金員を支出したと認められる。

したがって、本件料率が25%を超える部分について、Cによる対価となるコンサルタント業務の提供があったとは認められない。

(4) 小括

ア 上記（3）のとおり、本件料率が25%を超える部分について、Cによる対価となるコンサルタント業務の提供があったとは認められないから、本件各金員は、法人税法37条7項に規定する寄附金に該当し、消費税法30条1項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額には該当しない。

また、原告及びCの代表取締役である甲においては、本件料率が25%を超える部分について、Cによる対価となるコンサルタント業務の提供が存在しないことは当然認識

していたと認められるから、原告が対価となるコンサルタント業務の提供が存在したとして納税申告書を提出したことは、通則法68条1項にいう、国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を仮装し、その仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときに当たる。

イ 以上を前提にすると、原告が納付すべき法人税等の額は、別表7～10の2の各「修正申告」欄記載の金額であり、原告に賦課されるべき重加算税の額は、同別表の各「賦課決定処分」欄記載の金額である。

したがって、本件各通知処分及び本件各賦課決定処分はいずれも適法である。

第4 結論

よって、原告の訴えのうち、本件各賦課決定処分中の過少申告加算税相当額について取消しを求める部分については、適法な不服申立てを経ていない不適法な訴えであるから、いずれも却下し、原告のその余の請求には理由がないから、いずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

札幌地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 武部 知子

裁判官 松長 一太

裁判官 川野 裕矢

(別紙)

関係法令の定め

1 国税通則法（平成28年法律第15号による改正前のもの。以下「通則法」という。）の定め

(1) 定義

2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

6号 納税申告書 申告納税方式による国税に関し国税に関する法律の規定により次に掲げるいずれかの事項その他当該事項に関し必要な事項を記載した申告書をいい、国税に関する法律の規定による国税の還付金（括弧内省略）の還付を受けるための申告書でこれらのいずれかの事項を記載したものを含むものとする。

イ 課税標準（括弧内省略）

ニ 納付すべき税額

ホ 還付金の額に相当する税額

(2) 期限内申告

17条

1項 申告納税方式による国税の納税者は、国税に関する法律の定めるところにより、納税申告書を法定申告期限までに税務署長に提出しなければならない。

2項 前項の規定により提出する納税申告書は、期限内申告書という。

(3) 更正の請求

23条

1項 納税申告書を提出した者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該申告書に係る国税の法定申告期限から5年（括弧内省略）以内に限り、税務署長に対し、その申告に係る課税標準等又は税額等（括弧内省略）につき更正すべき旨の請求をすることができる。

1号 当該申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又は当該計算に誤りがあったことにより、当該申告書の提出により納付すべき税額（括弧内省略）が過大であるとき。

2号 前号に規定する理由により、当該申告書に記載した純損失等の金額（括弧内省略）が過少であるとき、又は当該申告書（括弧内省略）に純損失等の金額の記載がなかったとき。

3号 第1号に規定する理由により、当該申告書に記載した還付金の額に相当する税額（括弧内省略）が過少であるとき、又は当該申告書（括弧内省略）に還付金の額に相当する税額の記載がなかったとき。

4項 税務署長は、更正の請求があった場合には、その請求に係る課税標準等又は税額等について調査し、更正をし、又は更正すべき理由がない旨をその請求をした者に通知する。

(4) 申告納税方式による国税等の納付

35条1項

期限内申告書を提出した者は、国税に関する法律に定めるところにより、当該申告書の

提出により納付すべきものとしてこれに記載した税額に相当する国税をその法定納期限（括弧内省略）までに国に納付しなければならない。

(5) 過少申告加算税

65条

1項 期限内申告書（括弧内省略）が提出された場合（括弧内省略）において、修正申告書の提出又は更正があったときは、当該納税者に対し、その修正申告又は更正に基づき第35条第2項（期限後申告等による納付）の規定により納付すべき税額に100分の10の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課する。

2項 前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納付すべき税額（括弧内省略）がその国税に係る期限内申告税額に相当する金額と50万円とのいずれか多い金額を超えるときは、同項の過少申告加算税の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する税額（括弧内省略）に100分の5の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

3項 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

2号 期限内申告税額 期限内申告書（括弧内省略）の提出に基づき第35条第1項又は第2項の規定により納付すべき税額（以下省略）

4項 第1項又は第2項に規定する納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちその修正申告又は更正前の税額（括弧内省略）の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものがある場合には、これらの項に規定する納付すべき税額からその正当な理由があると認められる事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除して、これらの項の規定を適用する。

(6) 重加算税

68条1項

第65条第1項（過少申告加算税）の規定に該当する場合（括弧内省略）において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、当該納税者に対し、政令で定めるところにより、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額（括弧内省略）に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する。

(7) 国税に関する処分についての不服申立て

75条

1項 国税に関する法律に基づく処分次各号に掲げるものに不服がある者は、当該各号に定める不服申立てをすることができる。

1号 税務署長、国税局長又は税関長がした処分（次項に規定する処分を除く。）

次に掲げる不服申立てのうちその処分に不服がある者の選択するいずれかの不服申立て

イ その処分をした税務署長、国税局長又は税関長に対する再調査の請求

ロ 国税不服審判所長に対する審査請求

3項 第1項第1号イ（中略）の規定による再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除く。次項において同

じ。) についての決定があつた場合において、当該再調査の請求をした者が当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、その者は、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができる。

(8) 不服申立期間

77条

1項 不服申立て（第75条第3項及び第4項〔再調査の請求後にする審査請求〕の規定による審査請求を除く。第3項において同じ。）は、処分があつたことを知った日（処分に係る通知を受けた場合には、その受けた日）の翌日から起算して三月を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

2項 第75条第3項の規定による審査請求は、第84条第10項（決定の手續等）の規定による再調査決定書の謄本の送達があつた日の翌日から起算して一月を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

(9) 審査請求書の記載事項等

87条

1項 審査請求は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

3号 審査請求の趣旨及び理由

3項 第1項第3号に規定する趣旨は、処分の取消し又は変更を求める範囲を明らかにするように記載するものとし、同号に規定する理由においては、処分に係る通知書その他の書面により通知されている処分の理由に対する審査請求人の主張が明らかにされていなければならないものとする。

(10) 他の審査請求に伴うみなす審査請求

90条

1項 更正決定等（括弧内省略）について審査請求がされている場合において、当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等（その国税に係る附帯税の額を含む。以下この条〔中略〕において同じ。）についてされた他の更正決定等について税務署長、国税局長又は税関長に対し再調査の請求がされたときは、当該再調査の請求がされた税務署長、国税局長又は税関長は、その再調査の請求書等を国税不服審判所長に送付し、かつ、その旨を再調査の請求人に通知しなければならない。

3項 前二項の規定により再調査の請求書等が国税不服審判所長に送付された場合には、その送付がされた日に、国税不服審判所長に対し、当該再調査の請求に係る処分についての審査請求がされたものとみなす。

(11) 不服申立ての前置

115条1項

国税に関する法律に基づく処分（括弧内省略）で不服申立てをすることができるものの取消しを求める訴えは、審査請求についての裁決を経た後でなければ、提起することができない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

3号 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 地方税法の定め

(1) 地方消費税に関する用語の意義

72条の77

地方消費税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

2号 譲渡割 消費税法第45条第1項第4号に掲げる消費税額を課税標準として課する地方消費税をいう。

(2) 譲渡割の賦課徴収の特例

附則9条の4第1項

譲渡割の賦課徴収は、当分の間、附則第9条の10の規定を除くほか（中略）国が、消費税の賦課徴収の例により、消費税の賦課徴収と併せて行うものとする。（以下省略）

(3) 譲渡割に係る延滞税等の計算の特例

附則9条の9第1項

譲渡割に係る延滞税及び加算税並びに消費税に係る延滞税及び加算税並びにこれらの延滞税の免除に係る金額（以下本条において「延滞税等」という。）の計算については、譲渡割及び消費税の合算額によって行い、算出された延滞税等をその計算の基礎となった譲渡割及び消費税の額にあん分した額に相当する金額を譲渡割又は消費税に係る延滞税等の額とする。

3 法人税法の定め

(1) 各事業年度の所得の金額の計算の通則

22条1項

内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とする。

(2) 寄附金の損金不算入

37条

1項 内国法人が各事業年度において支出した寄附金の額（括弧内省略）の合計額のうち、その内国法人の当該事業年度終了の時の資本金等の額又は当該事業年度の所得の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える部分の金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

7項 前各項に規定する寄附金の額は、寄附金、拠出金、見舞金その他いずれの名義をもつてするかを問わず、内国法人が金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与（広告宣伝及び見本品の費用その他これらに類する費用並びに交際費、接待費及び福利厚生費とされるべきものを除く。〔中略〕）をした場合における当該金銭の額若しくは金銭以外の資産のその贈与の時における価額又は当該経済的な利益のその供与の時における価額によるものとする。

4 消費税法の定め

(1) 定義

2条

1項 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

8号 資産の譲渡等 事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供（括弧内省略）をいう。

9号 課税資産の譲渡等 資産の譲渡等のうち、第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものをいう。

12号 課税仕入れ 事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供（括弧内省略）を受けること（当該他の者が事業として当該資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は当該役務の提供をしたとした場合に課税資産の譲渡等に該当することとなるもので〔中略〕法律又は条約の規定により消費税が免除されるもの以外のものに限る。）をいう。

(2) 仕入れに係る消費税額の控除（平成24年法律第68号による改正前のもの。同改正により、平成26年4月1日からは、30条1項の「105分の4」は「108分の6.3」となった。）

30条

1項 事業者（括弧内省略）が、国内において行う課税仕入れ（中略）については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の属する課税期間の第45条第1項第2号に掲げる課税標準額に対する消費税額（括弧内省略）から、当該課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額（当該課税仕入れに係る支払対価の額に105分の4を乗じて算出した金額をいう。〔以下省略〕）（中略）を控除する。

1号 国内において課税仕入れを行った場合 当該課税仕入れを行った日

6項 第1項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額とは、課税仕入れの対価の額（対価として支払い、又は支払うべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、当該課税仕入れに係る資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は当該課税仕入れに係る役務を提供する事業者に課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額（括弧内省略）に相当する額がある場合には、当該相当する額を含む。）（中略）をいう。

以上

別表7 法人税に係る課税等の経緯

(単位：円)

事業年度	区分		確定申告	修正申告	賦課決定処分	再調査の請求	再調査決定	審査請求	裁決
	項目	年月日							
平成23年 3月期	年月日		平成23年5月26日	平成28年12月21日	平成28年12月27日	平成29年2月28日	平成29年5月25日	平成29年6月22日	平成30年5月22日
	所得金額(注1)	①	△2,604,314	9,643,541			棄却		棄却
	納付すべき法人税額(注2)	②	△76	1,932,800					
	翌期へ繰り越すべき欠損金額	③	3,929,692	0					
	重加算税の額(注3)	④			675,500	264,500		264,500	
平成24年 3月期	年月日		平成24年5月30日	平成28年12月21日	平成28年12月27日	平成29年2月28日	平成29年5月25日	平成29年6月22日	平成30年5月22日
	所得金額(注1)	①	△7,890,283	35,059,415			棄却		棄却
	納付すべき法人税額(注2)	②	△107	9,557,500					
	翌期へ繰り越すべき欠損金額	③	11,819,975	0					
	重加算税の額(注3)	④			3,342,500	1,407,500		1,407,500	
平成25年 3月期	年月日		平成25年5月31日	平成28年12月21日	平成28年12月27日	平成29年2月28日	平成29年5月25日	平成29年6月22日	平成30年5月22日
	所得金額(注1)	①	0	42,193,404			棄却		棄却
	納付すべき法人税額(注2)	②	△151	9,919,000					
	翌期へ繰り越すべき欠損金額	③	4,628,955	0					
	重加算税の額(注3)	④			3,468,500	1,461,500		1,461,500	
平成26年 3月期	年月日		平成26年5月28日	平成28年12月21日	平成28年12月27日	平成29年2月28日	平成29年5月25日	平成29年6月22日	平成30年5月22日
	所得金額(注1)	①	6,638,964	61,543,016			棄却		棄却
	納付すべき法人税額(注2)	②	995,400	14,853,100					
	翌期へ繰り越すべき欠損金額	③	0	0					
	重加算税の額(注3)	④			4,847,500	2,028,000		2,028,000	
平成27年 3月期	年月日		平成27年5月28日	平成28年12月21日					
	所得金額(注1)	①	△23,507,446	△2,308,685					
	納付すべき法人税額(注2)	②	△497,899	△497,899					
	翌期へ繰り越すべき欠損金額	③	23,507,446	2,308,685					
	重加算税の額(注3)	④							
平成28年 3月期	年月日		平成28年5月30日	平成28年12月21日	平成28年12月27日	平成29年2月28日	平成29年5月25日	平成29年6月22日	平成30年5月22日
	所得金額(注1)	①	0	28,693,467			棄却		棄却
	納付すべき法人税額(注2)	②	△236	6,145,300					
	翌期へ繰り越すべき欠損金額	③	8,483,373	0					
	重加算税の額(注3)	④			2,149,000	896,000		896,000	

注1 所得金額欄の△印は、欠損金額を示す。

2 納付すべき法人税額欄の△印は、還付金の額を示す。

3 「重加算税の額」欄記載の金額のうち、「再調査の請求」及び「審査請求」の各欄に記載の金額は、別表15で算出した過少申告加算税相当額である。

別表 8 復興特別法人税に係る課税等の経緯

(単位：円)

課税事業年度	区分		申告	修正申告	賦課決定処分	再調査の請求	再調査決定	審査請求	裁決
	項目	年月日							
平成25年3月 課税事業年度	年月日		平成25年5月31日	平成28年12月21日	平成28年12月27日	平成29年2月28日	平成29年5月25日	平成29年6月22日	平成30年5月22日
	課税標準法人税額	①	0	9,919,000			棄却		棄却
	納付すべき復興特別法人税額(注1)	②	△2	991,800				123,500	
	重加算税の額(注2)	③			346,500	123,500			
平成26年3月 課税事業年度	年月日		平成26年5月28日	平成28年12月21日	平成28年12月27日	平成29年2月28日	平成29年5月25日	平成29年6月22日	平成30年5月22日
	課税標準法人税額	①	995,000	14,853,000			棄却		棄却
	納付すべき復興特別法人税額	②	99,400	1,485,200				182,000	
	重加算税の額(注2)	③			483,000	182,000			

注1 納付すべき復興特別法人税額欄の△印は、還付金の額を示す。

2 「重加算税の額」欄記載の金額のうち、「再調査の請求」及び「審査請求」の各欄に記載の金額は、別表16で算出した過少申告加算税相当額である。

別表 9 地方法人税に係る課税等の経緯

(単位：円)

課税事業年度	区分		確定申告	修正申告	賦課決定処分	再調査の請求	再調査決定	審査請求	裁決
	項目	年月日							
平成28年3月 課税事業年度	年月日		平成28年5月30日	平成28年12月21日	平成28年12月27日	平成29年2月28日	平成29年5月25日	平成29年6月22日	平成30年5月22日
	課税標準法人税額	①	0	6,145,000			棄却		棄却
	納付すべき地方法人税額	②	0	270,300				27,000	
	重加算税の額(注)	③			94,500	27,000			

注「重加算税の額」欄記載の金額のうち、「再調査の請求」及び「審査請求」の各欄に記載の金額は、別表17で算出した過少申告加算税相当額である。

別表10の1 消費税等に係る課税等の経緯（平成23年3月課税期間ないし平成25年3月課税期間）

（単位：円）

課税期間	区分		確定申告	修正申告	賦課決定処分	再調査の請求	再調査決定	審査請求	裁決
	項目	年月日							
平成23年3月課税期間	年月日		平成23年5月26日	平成28年12月21日	平成28年12月27日	平成29年2月28日	平成29年5月25日	平成29年6月22日	平成30年5月22日
	課税標準額	①	149,804,000	149,804,000			棄却		棄却
	控除税額	②	4,589,321	4,040,790					
	差引税額 （消費税）（注1）	③	1,402,800	1,951,300					
	譲渡割納税額 （地方消費税）（注2）	④	350,700	487,800					
重加算税の額（注3）	⑤			238,000	68,000	68,000			
平成24年3月課税期間	年月日		平成24年5月30日	平成28年12月21日	平成28年12月27日	平成29年2月28日	平成29年5月25日	平成29年6月22日	平成30年5月22日
	課税標準額	①	172,842,000	172,842,000			棄却		棄却
	控除税額	②	6,471,744	4,710,253					
	差引税額 （消費税）（注1）	③	441,900	2,203,400					
	譲渡割納税額 （地方消費税）（注2）	④	110,400	550,800					
重加算税の額（注3）	⑤			770,000	302,000	302,000			
平成25年3月課税期間	年月日		平成25年5月31日	平成28年12月21日	平成28年12月27日	平成29年2月28日	平成29年5月25日	平成29年6月22日	平成30年5月22日
	課税標準額	①	213,545,000	213,545,000			棄却		棄却
	控除税額	②	7,644,706	6,110,737					
	差引税額 （消費税）（注1）	③	897,000	2,431,000					
	譲渡割納税額 （地方消費税）（注2）	④	224,200	607,700					
重加算税の額（注3）	⑤			668,500	230,500	230,500			

注1 「差引税額（消費税）」欄の金額は、消費税等の確定（修正）申告書「差引税額」欄（⑨欄）の金額である。

2 「譲渡割納税額（地方消費税）」欄の金額は、消費税等の確定（修正）申告書「譲渡割額」の「納税額」欄（⑳欄）の金額である。

3 「重加算税の額」欄記載の金額のうち、「再調査の請求」及び「審査請求」の各欄に記載の金額は、別表18で算出した過少申告加算税相当額である。

別表10の2 消費税等に係る課税等の経緯（平成26年3月課税期間ないし平成28年3月課税期間）

（単位：円）

課税期間	区分		確定申告	修正申告	賦課決定処分	再調査の請求	再調査決定	審査請求	裁決
平成26年3月課税期間	年月日		平成26年5月28日	平成28年12月21日	平成28年12月27日	平成29年2月28日	平成29年5月25日	平成29年6月22日	平成30年5月22日
	課税標準額	①	301,212,000	301,212,000			棄却		棄却
	控除税額	②	11,157,981	8,980,861					
	差引税額 （消費税）（注1）	③	890,400	3,067,600					
	譲渡割納税額 （地方消費税）（注2）	④	222,600	766,900					
重加算税の額（注3）	⑤			952,000	352,000	352,000			
平成27年3月課税期間	年月日		平成27年5月28日	平成28年12月21日	平成28年12月27日	平成29年2月28日	平成29年5月25日	平成29年6月22日	平成30年5月22日
	課税標準額	①	203,374,000	203,374,000			棄却		棄却
	控除税額	②	12,251,779	10,585,670					
	差引税額 （消費税）（注1）	③	560,700	2,226,800					
	譲渡割納税額 （地方消費税）（注2）	④	151,400	601,000					
重加算税の額（注3）	⑤			738,500	281,000	281,000			
平成28年3月課税期間	年月日		平成28年5月30日	平成28年12月21日	平成28年12月27日	平成29年2月28日	平成29年5月25日	平成29年6月22日	平成30年5月22日
	課税標準額	①	175,996,000	175,996,000			棄却		棄却
	控除税額	②	8,651,199	7,631,507					
	差引税額 （消費税）（注1）	③	2,436,500	3,456,200					
	譲渡割納税額 （地方消費税）（注2）	④	657,600	932,700					
重加算税の額（注3）	⑤			451,500	129,000	129,000			

注1 「差引税額（消費税）」欄の金額は、消費税等の確定（修正）申告書「差引税額」欄（⑨欄）の金額である。

2 「譲渡割納税額（地方消費税）」欄の金額は、消費税等の確定（修正）申告書「譲渡割額」の「納税額」欄（⑩欄）の金額である。

3 「重加算税の額」欄記載の金額のうち、「再調査の請求」及び「審査請求」の各欄に記載の金額は、別表18で算出した過少申告加算税相当額である。

別表 1 1 法人税に係る通知処分等の経緯

(単位：円)

事業年度	区分		確定申告	修正申告	更正の請求	通知処分	再調査の請求	審査請求	裁決
	項目								
平成24年 3月期	年月日		平成24年5月30日	平成28年12月21日	平成29年5月26日	平成29年11月22日	平成30年2月9日	平成30年3月2日	令和1年11月15日
	所得金額(注1)	①	△7,890,283	35,059,415	△7,890,283	更正すべき理由 がない旨の通知	みなす審査請求	通知処分の 取消し	棄却
	納付すべき法人税額(注2)	②	△107	9,557,500	△107				
	翌期へ繰り越すべき欠損金額	③	11,819,975	0	11,819,975				
平成25年 3月期	年月日		平成25年5月31日	平成28年12月21日	平成30年5月22日	平成30年11月14日		平成30年11月21日	令和1年11月15日
	所得金額(注1)	①	0	42,193,404	0	更正すべき理由 がない旨の通知		通知処分の 取消し	棄却
	納付すべき法人税額(注2)	②	△151	9,919,000	△151				
	翌期へ繰り越すべき欠損金額	③	4,628,955	0	4,628,955				
平成26年 3月期	年月日		平成26年5月28日	平成28年12月21日	平成30年9月5日	平成30年11月14日		平成30年11月21日	令和1年11月15日
	所得金額(注1)	①	6,638,964	61,543,016	6,638,964	更正すべき理由 がない旨の通知		通知処分の 取消し	棄却
	納付すべき法人税額(注2)	②	995,400	14,853,100	995,400				
	翌期へ繰り越すべき欠損金額	③	0	0	0				
平成27年 3月期	年月日		平成27年5月28日	平成28年12月21日	平成30年9月5日	平成30年11月14日		平成30年11月21日	令和1年11月15日
	所得金額(注1)	①	△23,507,446	△2,308,685	△23,507,446	更正すべき理由 がない旨の通知		通知処分の 取消し	棄却
	納付すべき法人税額(注2)	②	△497,899	△497,899	△497,899				
	翌期へ繰り越すべき欠損金額	③	23,507,446	2,308,685	23,507,446				
平成28年 3月期	年月日		平成28年5月30日	平成28年12月21日	平成30年9月5日	平成30年11月14日		平成30年11月21日	令和1年11月15日
	所得金額(注1)	①	0	28,693,467	0	更正すべき理由 がない旨の通知		通知処分の 取消し	棄却
	納付すべき法人税額(注2)	②	△236	6,145,300	△236				
	翌期へ繰り越すべき欠損金額	③	8,483,373	0	8,483,373				

注1 所得金額欄の△印は、欠損金額を示す。

2 納付すべき法人税額欄の△印は、還付金の額を示す。

別表 1 2 復興特別法人税に係る通知処分等の経緯

(単位：円)

課税事業年度	区分		申告	修正申告	更正の請求	通知処分	審査請求	裁決
	項目							
平成25年3月 課税事業年度	年月日		平成25年5月31日	平成28年12月21日	平成30年5月22日	平成30年11月14日	平成30年11月21日	令和1年11月15日
	課税標準法人税額	①	0	9,919,000	0	更正すべき理由 がない旨の通知	通知処分の 取消し	棄却
	納付すべき復興特別 法人税額(注1)	②	△2	991,800	△2			
平成26年3月 課税事業年度	年月日		平成26年5月28日	平成28年12月21日	平成30年9月5日	平成30年11月14日	平成30年11月21日	令和1年11月15日
	課税標準法人税額	①	995,000	14,853,000	995,000	更正すべき理由 がない旨の通知	通知処分の 取消し	棄却
	納付すべき復興 特別法人税額	②	99,400	1,485,200	99,400			

注1 納付すべき復興特別法人税額欄の△印は、還付金の額を示す。

別表 1 3 地方法人税に係る通知処分等の経緯

(単位：円)

課税事業年度	区分		確定申告	修正申告	更正の請求	通知処分	審査請求	裁決
	項目							
平成28年3月 課税事業年度	年月日		平成28年5月30日	平成28年12月21日	平成30年9月5日	平成30年11月14日	平成30年11月21日	令和1年11月15日
	課税標準法人税額	①	0	6,145,000	0	更正すべき理由 がない旨の通知	通知処分の 取消し	棄却
	納付すべき 地方法人税額	②	0	270,300	0			

別表14 消費税等に係る通知処分等の経緯

(単位：円)

課税期間	区分		確定申告	修正申告	更正の請求	通知処分	再調査の請求	審査請求	裁決
	項目	年月日							
平成24年3月 課税期間	年月日		平成24年5月30日	平成28年12月21日	平成29年5月26日	平成29年11月22日	平成30年2月9日	平成30年3月2日	令和1年11月15日
	課税標準額	①	172,842,000	172,842,000	172,842,000	更正すべき理由 がない旨の通知	みなす審査請求	通知処分の 取消し	棄却
	控除税額	②	6,471,744	4,710,253	6,471,744				
	差引税額 (消費税) (注1)	③	441,900	2,203,400	441,900				
	譲渡割納税額 (地方消費税) (注2)	④	110,400	550,800	110,400				
平成25年3月 課税期間	年月日		平成25年5月31日	平成28年12月21日	平成30年5月22日	平成30年11月14日	更正すべき理由 がない旨の通知	通知処分の 取消し	棄却
	課税標準額	①	213,545,000	213,545,000	213,545,000				
	控除税額	②	7,644,706	6,110,737	7,644,706				
	差引税額 (消費税) (注1)	③	897,000	2,431,000	897,000				
	譲渡割納税額 (地方消費税) (注2)	④	224,200	607,700	224,200				
平成26年3月 課税期間	年月日		平成26年5月28日	平成28年12月21日	平成30年9月5日	平成30年11月14日	更正すべき理由 がない旨の通知	通知処分の 取消し	棄却
	課税標準額	①	301,212,000	301,212,000	301,212,000				
	控除税額	②	11,157,981	8,980,861	11,157,981				
	差引税額 (消費税) (注1)	③	890,400	3,067,600	890,400				
	譲渡割納税額 (地方消費税) (注2)	④	222,600	766,900	222,600				
平成27年3月 課税期間	年月日		平成27年5月28日	平成28年12月21日	平成30年9月5日	平成30年11月14日	更正すべき理由 がない旨の通知	通知処分の 取消し	棄却
	課税標準額	①	203,374,000	203,374,000	203,374,000				
	控除税額	②	12,251,779	10,585,670	12,251,779				
	差引税額 (消費税) (注1)	③	560,700	2,226,800	560,700				
	譲渡割納税額 (地方消費税) (注2)	④	151,400	601,000	151,400				
平成28年3月 課税期間	年月日		平成28年5月30日	平成28年12月21日	平成30年9月5日	平成30年11月14日	更正すべき理由 がない旨の通知	通知処分の 取消し	棄却
	課税標準額	①	175,996,000	175,996,000	175,996,000				
	控除税額	②	8,651,199	7,631,507	8,651,199				
	差引税額 (消費税) (注1)	③	2,436,500	3,456,200	2,436,500				
	譲渡割納税額 (地方消費税) (注2)	④	657,600	932,700	657,600				

注1 「差引税額（消費税）」欄の金額は、消費税等の確定（修正）申告書「差引税額」欄（⑨欄）の金額である。

2 「譲渡割納税額（地方消費税）」欄の金額は、消費税等の確定（修正）申告書「譲渡割額」の「納税額」欄（⑩欄）の金額である。

別表15 過少申告加算税相当額の計算（法人税）

（単位：円）

項目		順号	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期	平成28年3月期	
過少申告加算税相当額の計算	確定申告における税額 （注1、2）	1	△76	△107	△151	995,400	△236	
	修正申告における税額 （注3）	2	1,932,800	9,557,500	9,919,000	14,853,100	6,145,300	
	修正申告により納付すべきこととなった税額（2-1） （注4、5）	3	1,932,800	9,557,600	9,919,100	13,857,700	6,145,500	
	期限内申告税額（順号1の金額）と 50万円とのいずれか多い金額	4	500,000	500,000	500,000	995,400	500,000	
	通常分	加算税の基礎となる税額 （3の金額）（注6）	5	1,930,000	9,550,000	9,910,000	13,850,000	6,140,000
		加算税の割合	6	10%	10%	10%	10%	10%
		加算税の額 （5×6）	7	193,000	955,000	991,000	1,385,000	614,000
	加重分	加算税の基礎となる税額 （3-4）（注6）	8	1,430,000	9,050,000	9,410,000	12,860,000	5,640,000
		加算税の割合	9	5%	5%	5%	5%	5%
		加算税の額 （8×9）	10	71,500	452,500	470,500	643,000	282,000
	過少申告加算税相当額 （7+10）		11	264,500	1,407,500	1,461,500	2,028,000	896,000

注1 △印は、還付金に相当する金額を表す。

2 還付金に相当する金額は、法人税確定申告書「この申告による還付金額」の「計」欄（平成23年3月期ないし平成25年3月期の法人税確定申告書19欄及び平成28年3月期の法人税確定申告書27欄）、納付すべき税額は、法人税確定申告書「差引確定法人税額」欄（平成26年3月期の法人税確定申告書15欄）の金額である。

3 原告の各事業年度における法人税修正申告書の「差引確定法人税額」欄（15欄）の金額である。

4 通則法119条1項の規定により、100円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

5 法人税修正申告書の「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額」欄（平成23年3月期ないし平成26年3月期の法人税修正申告書25欄及び平成28年3月期の法人税修正申告書29欄）の金額である。

6 通則法118条3項の規定により、1万円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

別表16 過少申告加算税相当額の計算（復興特別法人税）

（単位：円）

項目		順号	平成25年3月 課税事業年度	平成26年3月 課税事業年度	
過少 申告 加算 税相 当額 の計 算	確定申告における税額 （注1、2）	1	△2	99,400	
	修正申告における税額 （注3）	2	991,800	1,485,200	
	修正申告により納付すべきこととなった 税額（2－1）（注4、5）	3	991,800	1,385,800	
	期限内申告税額（順号1の金額）と 50万円とのいずれか多い金額	4	500,000	500,000	
	通常分	加算税の基礎となる税額 （3の金額）（注6）	5	990,000	1,380,000
		加算税の割合	6	10%	10%
		加算税の額 （5×6）	7	99,000	138,000
	加重分	加算税の基礎となる税額 （3－4）（注6）	8	490,000	880,000
		加算税の割合	9	5%	5%
		加算税の額 （8×9）	10	24,500	44,000
	過少申告加算税相当額 （7＋10）		11	123,500	182,000

注1 △印は、還付金に相当する金額を表す。

2 還付金に相当する金額は、復興特別法人税申告書の「この申告による還付金額」欄（5欄）の金額であり、納付すべき税額は、「差引この申告により納付すべき復興特別法人税額」欄（4欄）の金額である。

3 復興特別法人税修正申告書の「差引この申告により納付すべき復興特別法人税額」欄（4欄）の金額である。

4 通則法119条1項の規定により、100円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

5 復興特別法人税修正申告書の「この申告により納付すべき復興特別法人税額」欄（10欄）の金額である。

6 通則法118条3項の規定により、1万円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

別表 1 7 過少申告加算税相当額の計算（地方法人税）

（単位：円）

項目		順号	平成28年3月 課税事業年度	
過少申告加算税相当額の計算	確定申告における税額 （注1）	1	0	
	修正申告における税額 （注2）	2	270,300	
	修正申告により納付すべきこととなった 税額（2－1）（注3、4）	3	270,300	
	期限内申告税額（順号1の金額）と 50万円とのいずれか多い金額	4	500,000	
	通常分	加算税の基礎となる税額 （3の金額）（注5）	5	270,000
		加算税の割合	6	10%
		加算税の額 （5×6）	7	27,000
	加重分	加算税の基礎となる税額 （3－4）	8	
		加算税の割合	9	
		加算税の額 （8×9）	10	
	過少申告加算税相当額 （7＋10）		11	27,000

- 注1 地方法人税確定申告書「差引確定地方法人税額」欄（42欄）の金額である。
 2 地方法人税修正申告書「差引確定地方法人税額」欄（42欄）の金額である。
 3 通則法119条1項の規定により、100円未満の端数を切り捨てた後の金額である。
 4 地方法人税修正申告書の「この申告により納付すべき地方法人税額」欄（47欄）の金額である。
 5 通則法118条3項の規定により、1万円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

別表18 過少申告加算税相当額の計算（消費税等）

（単位：円）

項目		順号	平成23年3月 課税期間	平成24年3月 課税期間	平成25年3月 課税期間	平成26年3月 課税期間	平成27年3月 課税期間	平成28年3月 課税期間	
過少申告加算税相当額の計算	確定申告における税額 (2+3)	1	1,753,500	552,300	1,121,200	1,113,000	712,100	3,094,100	
	消費税額(注1)	2	1,402,800	441,900	897,000	890,400	560,700	2,436,500	
	地方消費税額(注2)	3	350,700	110,400	224,200	222,600	151,400	657,600	
	修正申告における税額 (5+6)	4	2,439,100	2,754,200	3,038,700	3,834,500	2,827,800	4,388,900	
	消費税額(注3)	5	1,951,300	2,203,400	2,431,000	3,067,600	2,226,800	3,456,200	
	地方消費税額(注4)	6	487,800	550,800	607,700	766,900	601,000	932,700	
	修正申告により納付すべきこと なった税額(4-1)(注5、6)	7	685,600	2,201,900	1,917,500	2,721,500	2,115,700	1,294,800	
	期限内申告税額(順号1の金額) と50万円とのいずれか多い金額	8	1,753,500	552,300	1,121,200	1,113,000	712,100	3,094,100	
	通常分	加算税の基礎となる税額 (7の金額)(注7)	9	680,000	2,200,000	1,910,000	2,720,000	2,110,000	1,290,000
		加算税の割合	10	10%	10%	10%	10%	10%	10%
		加算税の額 (9×10)	11	68,000	220,000	191,000	272,000	211,000	129,000
	加重分	加算税の基礎となる税額 (7-8)	12		1,640,000	790,000	1,600,000	1,400,000	
		加算税の割合	13		5%	5%	5%	5%	
		加算税の額 (12×13)	14		82,000	39,500	80,000	70,000	
過少申告加算税相当額 (11+14)		15	68,000	302,000	230,500	352,000	281,000	129,000	

- 注1 消費税等確定申告書「差引税額」欄(⑨欄)の金額である。
 2 消費税等確定申告書「譲渡割額」の「納税額」欄(⑳欄)の金額である。
 3 消費税等修正申告書「差引税額」欄(⑨欄)の金額である。
 4 消費税等修正申告書「譲渡割額」の「納税額」欄(⑳欄)の金額である。
 5 通則法119条1項の規定により、100円未満の端数を切り捨てた後の金額である。
 6 消費税等修正申告書「消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額」欄(㉔欄)の金額である。
 7 通則法118条3項の規定により、1万円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

別表 1～6、別表 19 の 1～21 省略